

# 緑の基本計画



令和3年

美浜町

# 目 次

|                                      |           |
|--------------------------------------|-----------|
| <b>第 1 章 緑の基本計画の概要</b> .....         | <b>1</b>  |
| 1.1 緑の基本計画の目的と改定の背景.....             | 1         |
| 1.1.1 計画の経緯.....                     | 1         |
| 1.1.2 環境問題.....                      | 1         |
| 1.1.3 社会情勢.....                      | 1         |
| 1.2 計画の目標年次.....                     | 2         |
| 1.3 計画の位置づけ.....                     | 2         |
| 1.4 計画の対象範囲と規模.....                  | 3         |
| 1.5 計画で期待する緑の機能.....                 | 3         |
| 1.6 上位・関連計画.....                     | 4         |
| 1.6.1 愛知目標.....                      | 4         |
| 1.6.2 持続可能な開発目標（SDG s）.....          | 4         |
| 1.6.3 愛知県広域緑地計画（2019▶2030）.....      | 5         |
| 1.6.4 第 5 次美浜町総合計画（2014▶2025）.....   | 5         |
| 1.6.5 美浜町地域強靱化計画(2020▶2025).....     | 5         |
| 1.6.6 美浜町都市計画マスタープラン（2021▶2030）..... | 6         |
| <b>第 2 章 都市の現況</b> .....             | <b>7</b>  |
| 2.1 社会的条件.....                       | 7         |
| 2.1.1 町の歴史.....                      | 7         |
| 2.1.2 将来推計人口.....                    | 7         |
| 2.2 自然的条件.....                       | 8         |
| 2.2.1 地形・地質.....                     | 8         |
| 2.2.2 土地利用.....                      | 8         |
| 2.2.3 気候.....                        | 9         |
| 2.3 緑の現況.....                        | 10        |
| 2.3.1 緑の現況図.....                     | 10        |
| 2.3.2 美浜町全域航空写真.....                 | 11        |
| 2.4 緑地現況・緑化状況調査.....                 | 12        |
| 2.4.1 対象となる緑地と分類.....                | 12        |
| 2.5 緑地現況調査.....                      | 13        |
| 2.5.1 緑地現況図.....                     | 14        |
| 2.5.2 緑地現況調書.....                    | 15        |
| 2.6 緑に関する意識調査.....                   | 21        |
| 2.7 緑を育む活動状況.....                    | 24        |
| <b>第 3 章 緑に関する課題の整理</b> .....        | <b>25</b> |
| 3.1 緑を取り巻く社会情勢の変化.....               | 25        |
| 3.2 本町の現状と主要課題.....                  | 26        |
| 3.3 前計画の進捗状況.....                    | 28        |

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| <b>第4章 計画の基本方針</b> .....        | <b>30</b> |
| 4.1 緑の基本計画の理念と緑の将来像 .....       | 30        |
| 4.2 計画の基本目標 .....               | 32        |
| <b>第5章 計画のフレーム</b> .....        | <b>33</b> |
| 5.1 計画対象区域 .....                | 33        |
| 5.2 人口の見直し .....                | 33        |
| 5.3 市街化区域の規模 .....              | 33        |
| <b>第6章 緑地の保全及び緑化の目標</b> .....   | <b>34</b> |
| 6.1 緑地の確保目標 .....               | 34        |
| 6.2 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標 ..... | 36        |
| 6.3 緑化の目標 .....                 | 37        |
| <b>第7章 実現のための施策の方針</b> .....    | <b>38</b> |
| 7.1 施設緑地（都市計画公園） .....          | 38        |
| 7.1.1 整備目標 .....                | 38        |
| 7.1.2 整備方針 .....                | 38        |
| 7.2 公共施設緑地 .....                | 39        |
| 7.2.1 整備目標 .....                | 39        |
| 7.2.2 整備方針 .....                | 39        |
| 7.3 民間施設緑地 .....                | 44        |
| 7.3.1 整備目標 .....                | 44        |
| 7.3.2 整備方針 .....                | 44        |
| 7.4 地域制緑地 .....                 | 44        |
| 7.4.1 指定目標 .....                | 44        |
| 7.4.2 指定方針 .....                | 44        |
| <b>第8章 緑に関する活動の推進</b> .....     | <b>45</b> |
| 8.1 緑化重点地区の計画 .....             | 47        |
| 8.1.1 緑化重点地区の設定 .....           | 47        |

---

# 第1章 緑の基本計画の概要

## 1.1 緑の基本計画の目的と改定の背景

### 1.1.1 計画の経緯

昭和52年に都市における総合的な公園緑地計画として、「緑のマスタープラン」が制度化されたことにより、本町では、昭和55年に計画が策定されました。その後、都市化の進展や社会情勢の変化により、平成4年に都市計画法が改正され、同法により策定される市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）に、「緑のマスタープラン」を反映する必要性が生じました。さらに、平成6年に「都市緑地保全法」が改正され、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として、「緑の基本計画」が法的に位置づけられました。このことにより、本町では、「緑のマスタープラン」を見直した「美浜町緑の基本計画」を平成7年に策定しました。この「美浜町緑の基本計画」は、地域の視点から大切な緑の保全及び緑化の推進を図り、まちづくりにおける地域の魅力を向上させていくため、都市緑地法の第4条に基づいて策定するものです。

一方、平成16年には景観緑三法として、都市緑地保全法、都市公園法及び景観法の改正が行われ、平成23年には、社会的諸条件の変化や法改正に対応するため「美浜町緑の基本計画」を改定しましたが、目標年次の10年が経過しようとしています。また、平成30年には「都市緑地法等の一部を改正する法律」が施行され、都市緑地法と関連する都市公園法、生産緑地法などが改正、都市の緑の保全等に係る施策や制度が拡充されたことから、新たな指針に沿って、緑のまちづくりを推進することが必要となりました。

そこで本町では、計画基準年次を令和3年（2021年）に目標年次を令和12年（2030年）とした中長期的な観点に立って、「美浜町緑の基本計画」の見直しを図り、緑の保全と緑化の推進に関する方針を策定することとします。今回の見直しでは、これまでに進めてきた取組を踏まえながら、町民や民間企業等多様な主体との協働・連携により、緑の保全・創出を総合的に図ります。

### 1.1.2 環境問題

地球規模における温室効果ガスの排出量の増大により、温暖化が著しく進行していると言われております。その影響によりわが国も、大型台風や高潮、局地的な集中豪雨、河川の氾濫などの自然災害が増えてきました。

また、里山や自然地の無秩序な開発により緑地が喪失され、多様な生物が生息・生育できる空間が減少しています。人々が生態系サービスを継続的に受けられるよう、「生物多様性の確保」と「持続可能な開発目標（SDGs）」など自然環境が抱える新たな課題に対応していく必要があります。

### 1.1.3 社会情勢

平成23年3月11日の東日本大震災以来、安心・安全なまちづくり、災害に強いまちづくりの必要性が高まりました。本町でも南海トラフ巨大地震や大型台風、豪雨災害など、大規模災害への対策が重要になっています。

また、全国で人口減少・少子高齢化が進行し、生産年齢人口の減少とともに社会経済の仕組みそのものに影響を及ぼすことが懸念されています。町内の経済活動が停滞する中、本町の豊かな自然環境を魅力的な産業資源、観光資源として捉え、多様化する価値に対応するまちづくりが必要となっています。

## 1.2 計画の目標年次

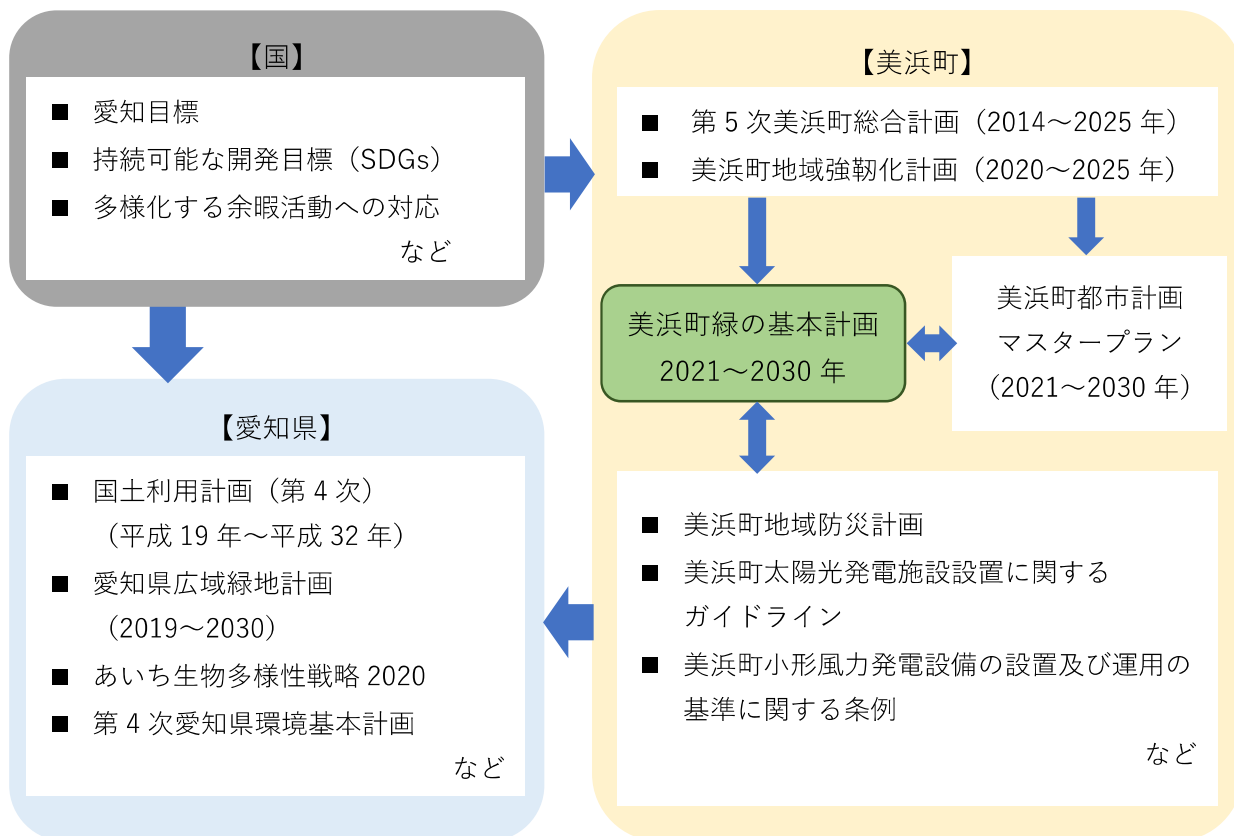
「美浜町緑の基本計画」では、町の都市計画マスタープランと同様、概ね 20 年後の美浜町の姿を見据えた計画とします。また、緑地配置や都市の緑化などの施策においては、10 カ年の計画を定めたものとします。そこで、計画基準年次を令和 3 年、目標年次を令和 12 年と設定します。

|        |                  |
|--------|------------------|
| 計画基準年次 | 令和 3 年 (2021 年)  |
| 目標年次   | 令和 12 年 (2030 年) |

## 1.3 計画の位置づけ

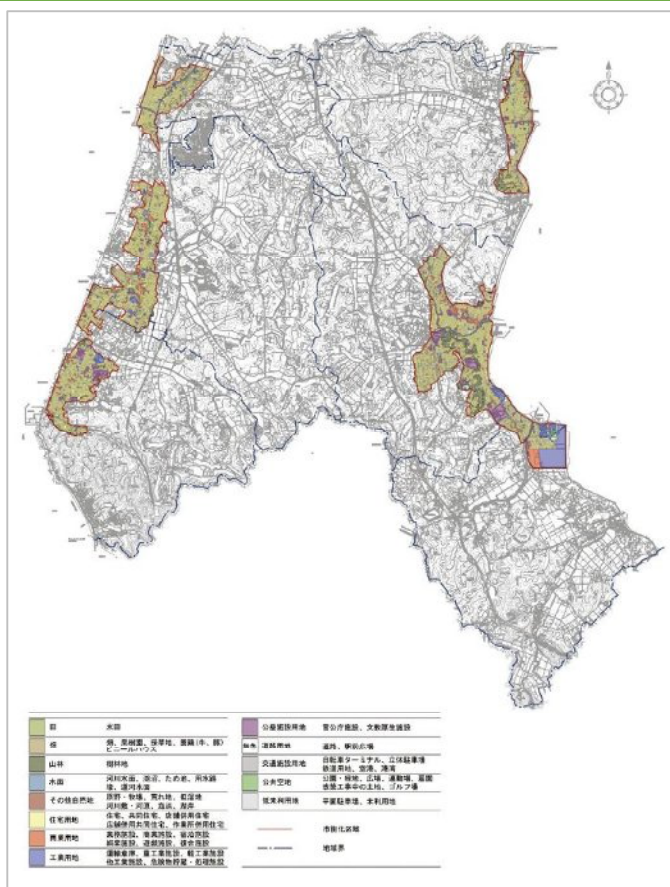
本計画は、国策や県、町の上位・関連計画との整合を図りながら、長期的な視野で町の緑に関する部門を支える計画として位置づけます。

【緑の基本計画の位置づけ】



## 1.4 計画の対象範囲と規模

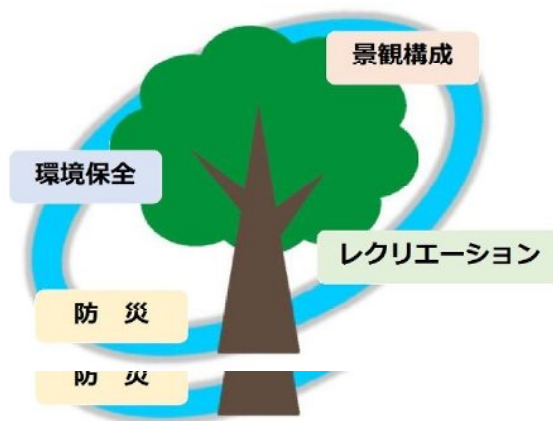
計画は、美浜町の全体の緑に対して計画するものであり、その対象範囲を美浜町の全域の 46.20k m<sup>2</sup>とします。



【美浜町全図】

## 1.5 計画で期待する緑の機能

緑は、「環境保全機能」「景観構成機能」「レクリエーション機能」「防災機能」等の機能を有しています。主な機能の例は以下のものが挙げられます。



### 環境保全機能

CO<sub>2</sub>の吸収、大気汚染の浄化、騒音・振動の緩和、ヒートアイランド現象の緩和、水循環の形成など

### 景観構成機能

自然景観、田園風景、風土に根差した個性的な空間を生む、ふるさと など

### レクリエーション機能

環境学習の場、心身の潤い、運動・遊びの場、ふれあい、様々な社会参加の場など

### 防災機能

火災の延焼防止、避難場所、避難経路、防風・防砂、水源の涵養、雨水浸透による水害の防止など

## 1.6 上位・関連計画

### 1.6.1 愛知目標

2010年に愛知県名古屋市において開催されたCOP10（生物多様性条約第10回締結国会議）において、生物多様性に関する世界目標である「愛知目標」が採択されました。

生物多様性戦略計画 2011-2020 (愛知目標)

■ 長期目標 (Vision) <2050年>

- 「自然と共生する (Living in harmony with nature)」世界
- 「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界

■ 短期目標 (Mission) <2020年>

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。

◇これは2020年までに、抵抗力のある生態系とその提供する基本的なサービスが継続されることを確保。その結果、地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献。

■ 個別目標 (Target)

|  |   |
|--|---|
| 目標1：人々が生物多様性の価値と行動を認識する。                               | 目標11：陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される。             |
| 目標2：生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合には国家勘定、報告制度に組み込まれる。   | 目標12：絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される。                       |
| 目標3：生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される。     | 目標13：作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される。            |
| 目標4：すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。                     | 目標14：自然の恵みが提供され、回復・保全される。                     |
| 目標5：森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する。 | 目標15：劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する。 |
| 目標6：水産資源が持続的に漁獲される。                                    | 目標16：ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される。                  |
| 目標7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理される。                              | 目標17：締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する。               |
| 目標8：汚染が有害でない水準まで抑えられる。                                 | 目標18：伝統的知識が尊重され、主流化される。                       |
| 目標9：侵略的外来種が制御され、根絶される。                                 | 目標19：生物多様性に関する知識・科学技術が改善される。                  |
| 目標10：サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する。          | 目標20：戦略計画の効果的実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する。      |

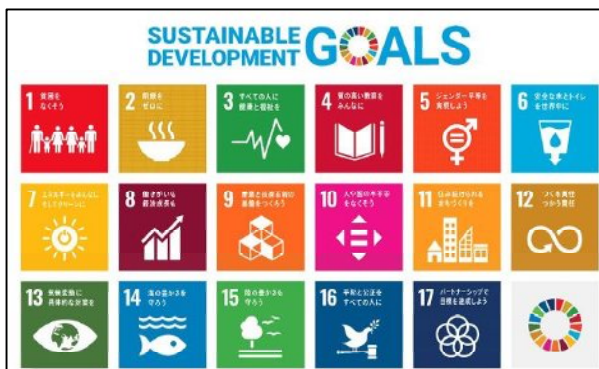
資料：環境省

出典：環境省「みんなで学ぶ、みんなで守る生物多様性 Biodiversity」

緑の基本計画に生物多様性を組み込むことは、愛知目標の「目標1」や「目標2」、「目標5」、「目標12」など多くの項の達成につながります。また、平成28年11月、環境省を含む関係省庁は、愛知目標の達成に向けて今後さらに加速させる必要がある施策をまとめた「生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する施策」を公表しました。この中で、地方公共団体における戦略や計画に生物多様性への配慮を組み込むことが重点施策の一つとして記載されています。

### 1.6.2 持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) とは、2015年の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標です。緑の基本計画は、「目標7」、「目標11」、「目標13」、「目標14」、「目標15」など多くの個別目標に寄与します。



出典：外務省「JAPAN SDGs Action Platform」

### 1.6.3 愛知県広域緑地計画（2019▶2030）

「美浜町緑の基本計画」の上位計画である「愛知県広域緑地計画」では、計画理念を『豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり～緑の質を高め 多様な機能を活用～』としています。計画の理念の実現に向けては、緑づくりの基礎である『健全で良質な緑』が重要であり、その上で『いのちを守る緑』『暮らしの質を高める緑』『交流を生み出す緑』という3つの緑の機能を示しています。3つの緑は相互に関連しあっており、多様な主体による連携や取組により、これら緑を効果的に『活用』することで、計画の理念を目指します。



出典：「愛知県広域緑地計画」

### 1.6.4 第5次美浜町総合計画（2014▶2025）

「美浜町緑の基本計画」の上位計画である「第5次美浜町総合計画」では、まちづくりの理念を『ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま』としています。

美浜町が誇る里山や海に囲まれた豊かな『自然』は、まちの資源であります。この豊かな自然は、住む人や訪れる人の心にあたたかさや安らぎを与え、そこに住むことの魅力につながります。

これからのまちづくりでは、超高齢社会を迎える中で『ひと』がいつまでも元気で生き生きと暮らしていくこと、知恵と技と想いを持って『自然』を守り育てていくこと、賑わいがあるふれ、住んでよかったと実感できる『まち』を創っていくことが重要です。つまり、『ひと』も『まち』も『自然』もすべてが『健康』であることが大切です。



出典：「第5次美浜町総合計画」

### 1.6.5 美浜町地域強靱化計画(2020▶2025)

2013年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」)が公布・施行されました。基本法では、大規模自然災害に備えた国土全域にわたる強靱な国づくりの推進に関し、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

本町においても、南海トラフ地震による地震・津波被害を始め、甚大な被害をもたらす大規模自然災害等に備え、ハード対策・ソフト対策の適切な組合せによる防災・減災対策を推進し、災害に強い地域づくりを目指す必要があります。

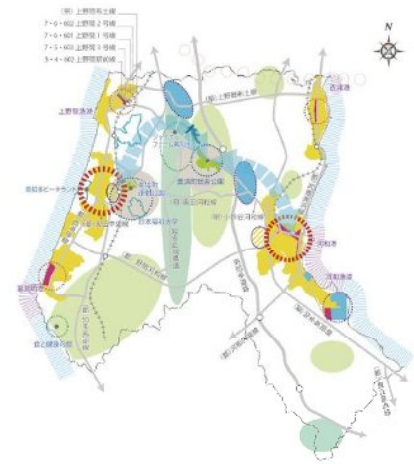
「美浜町地域強靱化計画」は、防災・減災対策の取組も念頭に置いたうえで、町民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことが出来る地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものとして、今後の本町の強靱化に関する施策を国・県や県内市町村、民間事業者など関係者相互連携の下、俯瞰的に推進する指針として策定しています。



### 1.6.6 美浜町都市計画マスタープラン（2021▶2030）

「緑の基本計画」の関連計画の1つである「美浜町都市計画マスタープラン」では、都市計画法第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本方針であり、用途地域や都市計画道路等の都市計画を決定する場合、当該マスタープランに即して定めることとなります。

また、都市全体の将来ビジョンや、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の課題に応じた整備方針、都市生活や経済活動等を支える計画等を総合的かつきめ細かく定め、持続可能で活力のある地域づくりを推進するなどの役割を担っています。



出典：「美浜町都市計画マスタープラン」

## 第2章 都市の現況

### 2.1 社会的条件

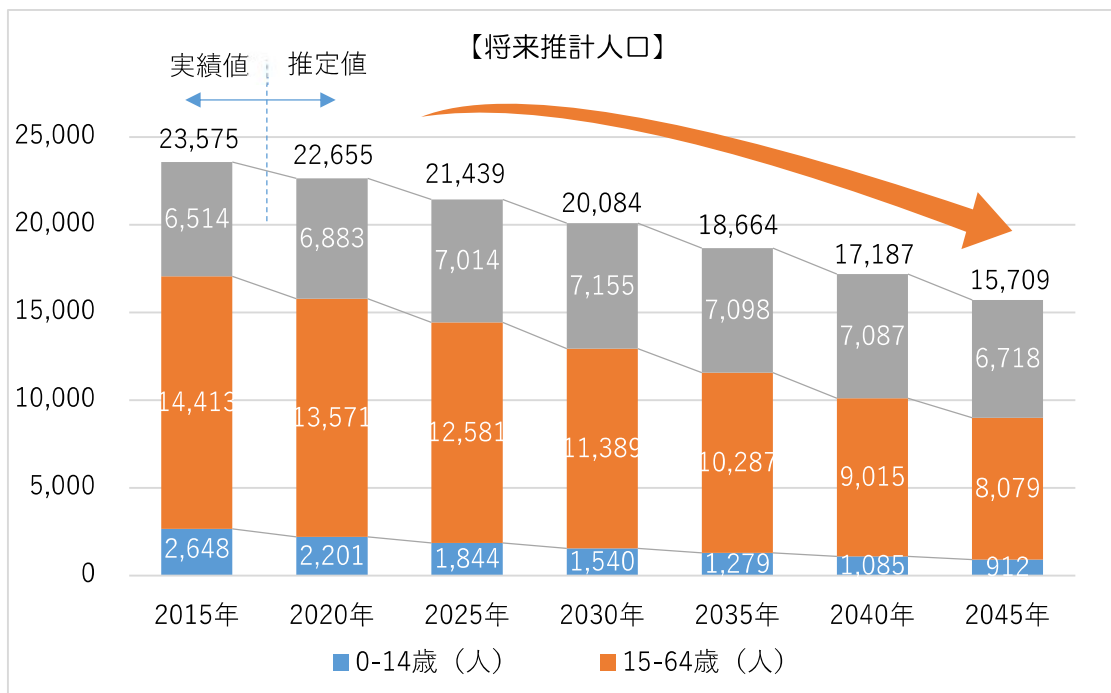
#### 2.1.1 町の歴史

本町は、知多半島の南部に位置し、東は三河湾、西は伊勢湾に面し、その東西両海岸に向かって広がる平地と、ほぼ中央を南北に知多丘陵が連なる面積46.20平方キロメートルの温暖にして緑豊かな町です。昭和30年4月、本町は河和・野間の両町が合併し、美浜町として発足。次いで同32年3月に小鈴谷町上野間地区が合併し、現在の美浜町域となりました。

三河湾国定公園として指定されている美しい自然が広がり、温暖な気候、海水浴場として利用されている白砂の浜辺、天然記念物「鵜の山鵜繁殖地」、源平合戦の歴史を物語る史跡「大御堂寺」、東海地方最古の霊場「時志観音」、本町小野浦出身の音吉、久吉、岩吉の3人の船乗りが、1年余り漂流の後、米国に漂着し、その後英国人に助けられ、聖書和訳に協力したことを称えた「和訳聖書の碑」など多数の観光資源があり、四季を通じて訪れる観光客で活況を呈しています。

#### 2.1.2 将来推計人口

本町の人口は平成17年をピークに減少傾向に転じ、平成27年の国勢調査では23,575人となっています。第5次総合計画の中間見直しにおける将来推計人口では、2015年から2045年まで5年ごとに10%前後の減少と推計されています。加えて15～64歳の生産人口が激減し、さらに少子高齢化が顕著になっていくと予想されています。



出典：「第5次美浜町総合計画」中間見直しによる将来推計人口

## 2.2 自然的条件

### 2.2.1 地形・地質

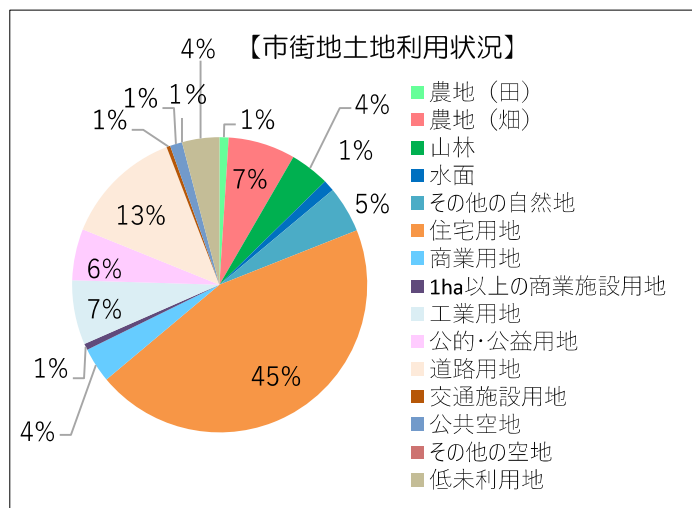
本町は東西を三河湾と伊勢湾に挟まれた知多半島南部に位置し、主に沿岸部の平地と内陸部の緩やかに起伏した知多丘陵で構成されています。沿岸部の平地をみると、本町の中心地である三河湾側では、丘陵地が海岸の際まで迫っている箇所が多くみられることから、平地部がやや狭小となっています。また、夏季に海水浴客が訪れる砂浜は、主に伊勢湾側に多くみられます。

内陸部の丘陵地には、多くの森林が残されているほか、開墾された土地の多くは、農地として利用されており、緑豊かな環境が保全されています。また、丘陵地には農業用水の確保を目的に、人工的に造られたため池が多く分布しています。

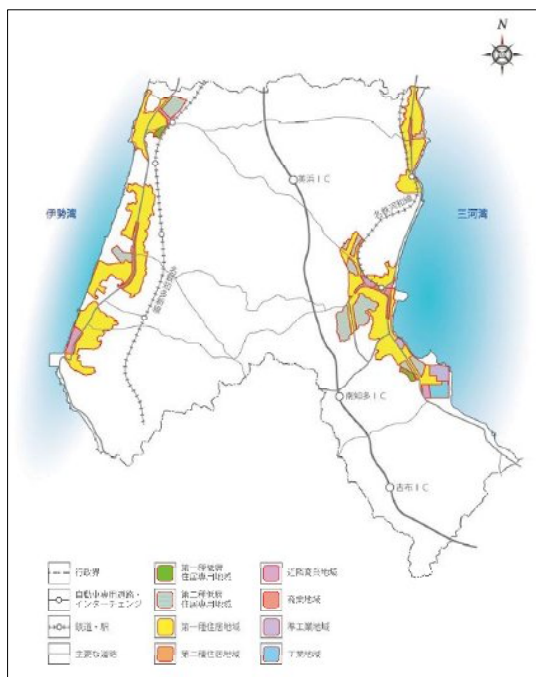
地質は、丘陵地全体が概ね常滑層群（第三紀鮮新世）に覆われています。低地部は中小河川による低位段丘堆積層からなっています。小野浦、切山付近には師崎層群（第三紀中新世）の分布がみられます。

### 2.2.2 土地利用

平成30年時点で市街地内における土地利用は、住宅用地が最も多く45.22%を占めています。次いで道路用地が13.11%、畑が7.40%、公的・公益用地が5.67%となっています。



出典：都市計画基礎調査/30年調査



出典：都市計画マスタープラン

農業振興地域の整備に関する法律により、農業の健全な発展を図り、国土資源の合理的な利用に寄与するための農業振興地域（4,075ha）が指定されており、そのうち1,238haが農用地等として利用する農用地区域に指定されています。

#### ■ 土地利用の状況（農業振興地域）

| 区分      | 面積(ha) |
|---------|--------|
| 農業振興地域  | 4,075  |
| うち農用地区域 | 1,238  |

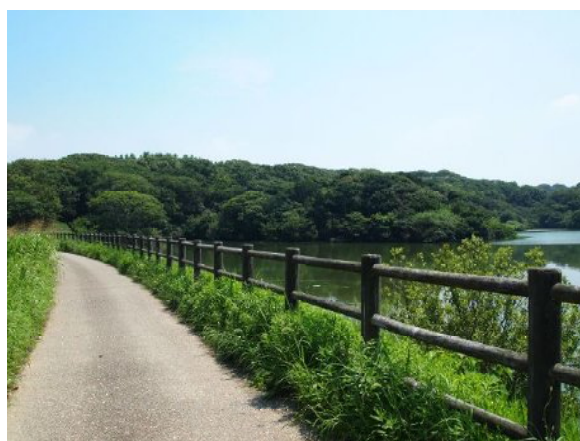
出典：2019年度版土地に関する統計年報

## ■ 土地利用規制の状況（自然公園地域）

| 区 分         |         | 面積(ha) |
|-------------|---------|--------|
| 自然公園地域      |         | 4,073  |
| 三河湾<br>国定公園 | 特別保護区域  | 12     |
|             | 第2種特別区域 | 186    |
|             | 第3種特別区域 | 118    |
|             | 普通区域    | 80     |
|             | 計       | 396    |
| 南知多県立自然公園   |         | 3,677  |

出典：町政概要 環境課

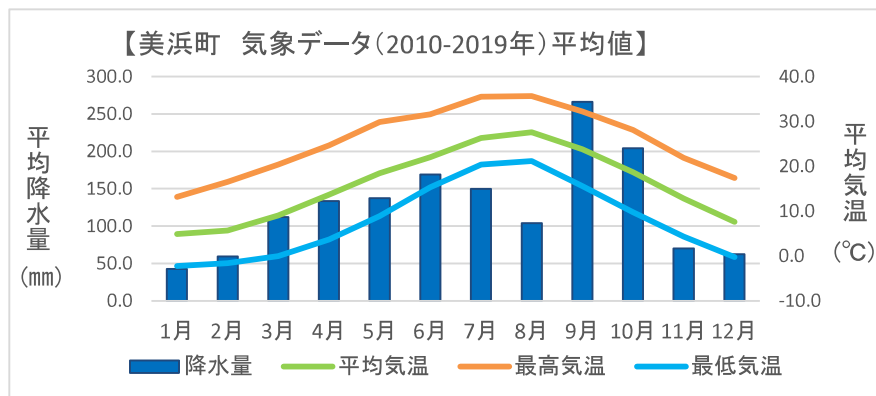
自然公園法により優れた自然の風景地を保護するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため、三河湾国定公園と南知多県立自然公園が指定されています。特に、三河湾国定公園のうち鶉の池周辺は、国の天然記念物に指定されている鶉の山鶉繁殖地を保全するため、特別保護区域及び第2種特別区域に指定され、様々な行為が厳しく制限されています。自然公園地域の面積は約4,073haであり、行政区域面積の約88%に相当しており、うち沿岸部を中心とした三河湾国定公園が約396ha、内陸部を中心とした南知多県立自然公園が約3,677ha指定されています。



天然記念物 鶉の山繁殖地

## 2.2.3 気候

本町が位置する知多半島南部は、冬場において鈴鹿山脈からの吹きおろしがあるものの、黒潮の影響を受けて温暖です。南北に細長い半島地形のため、東西の海岸では風向きなどに差があり、特に冬季の野間（西海岸）の西風は、一種の風物詩となっております。

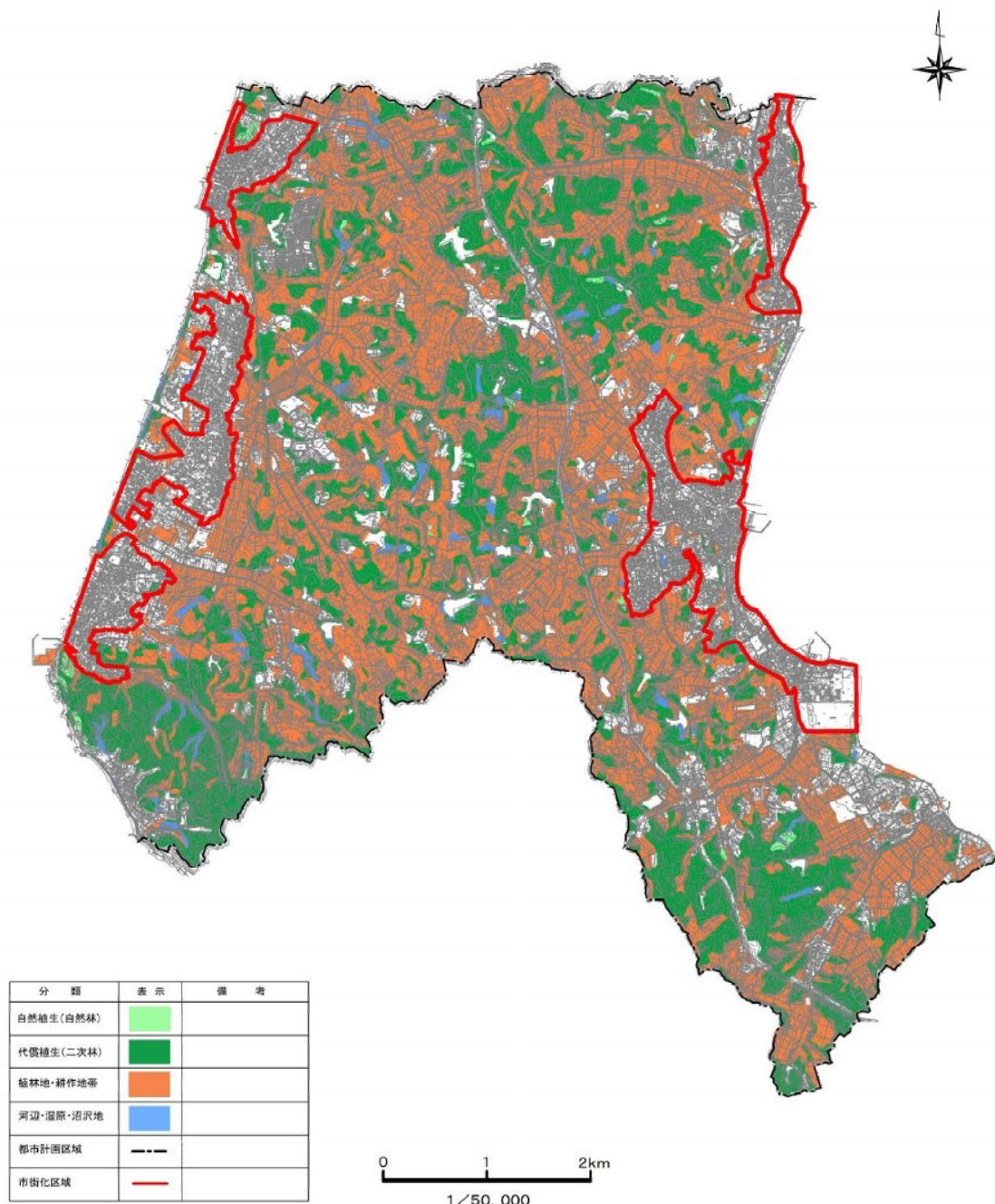


出典：気象庁

## 2.3 緑の現況

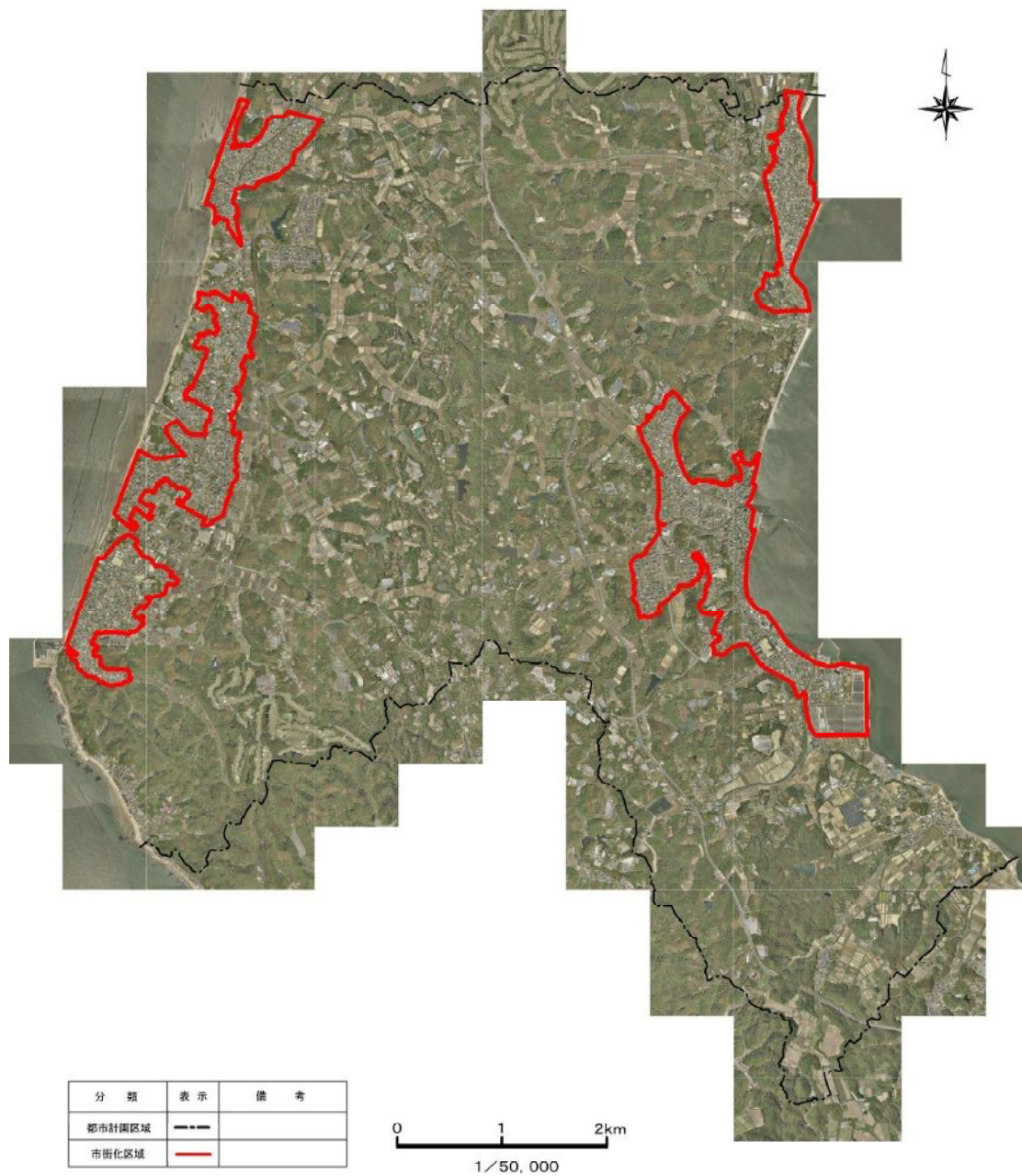
緑地の現況調査は、1/25,000 植生帯、自然・代償植生「河和-野間」GIS データ(環境省生物多様性センター) を基に航空写真のデータと照合し、調査を行いました。近年では、再生可能エネルギーの普及による、森林の利活用としてソーラーパネルの設置が多くみられます。

### 2.3.1 緑の現況図



出典：1/25,000 植生帯、自然・代償植生「河和-野間」GIS データ(環境省生物多様性センター)を基に作成

## 2.3.2 美浜町全域航空写真



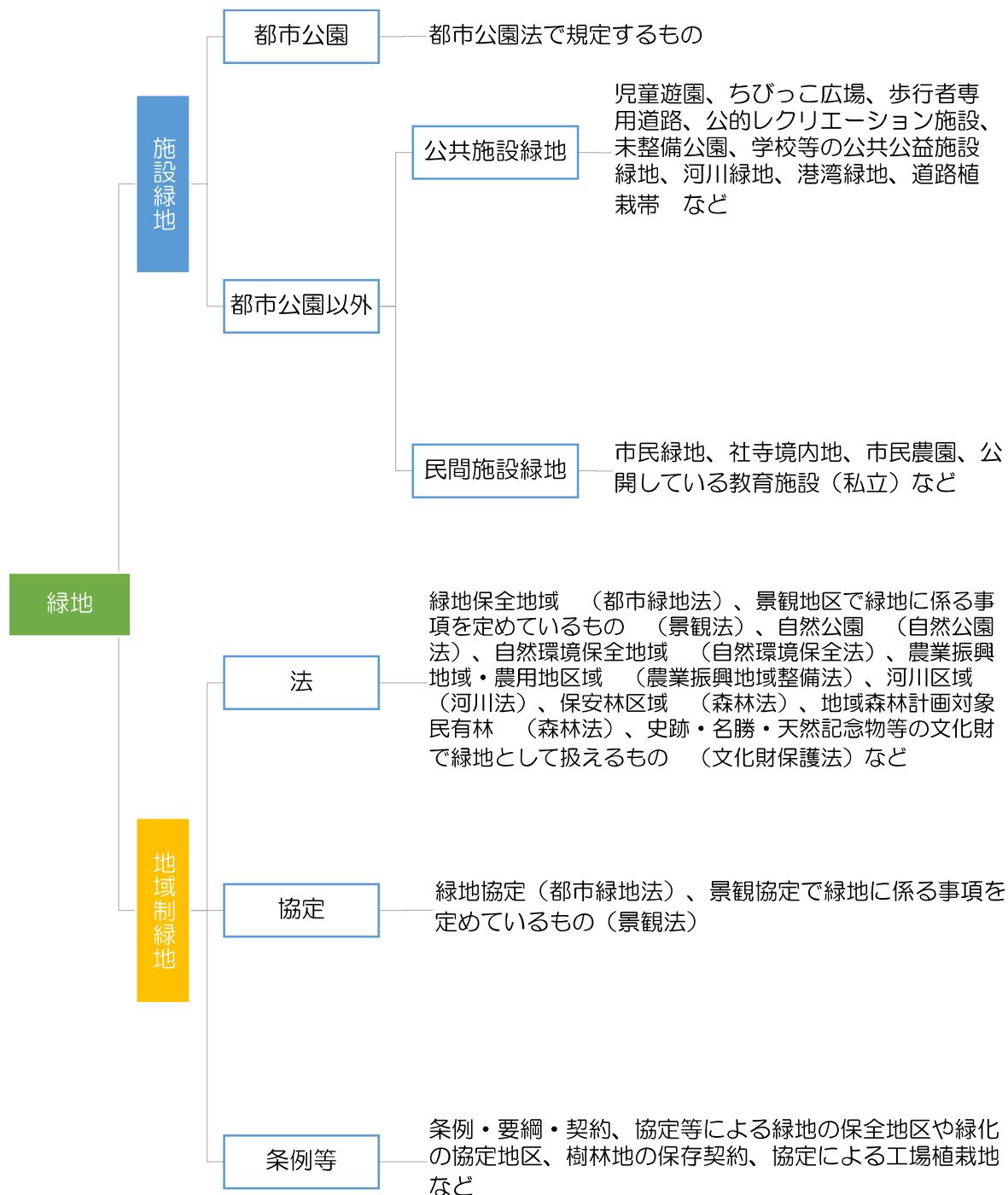
出典：令和元年度 地目現況画地条件調査（航空写真撮影）業務 写真地図データ

## 2.4 緑地現況・緑化状況調査

### 2.4.1 対象となる緑地と分類

緑の基本計画の計画対象となる「緑地」は、次のように分類されます。

【緑の基本計画で対象とする「緑地」】



## 2.5 緑地現況調査

本町の緑地について、緑地の分類区分により面積を集計します。

【緑地現況量】

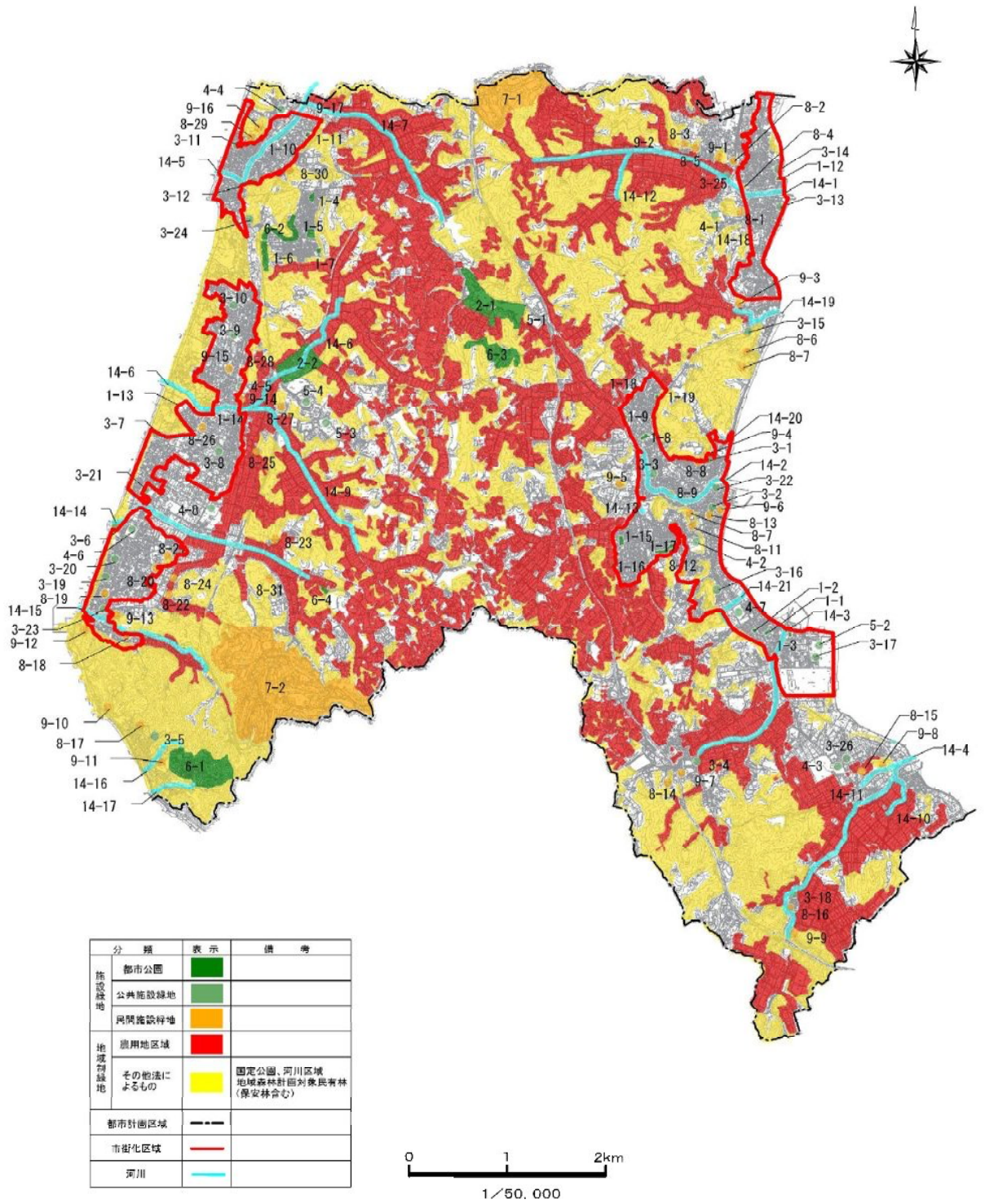
| 種 別 |       | 市街化区域<br>(1) |                 | 市街化調整区域<br>(2) |        | 都市計画区域<br>(1)+(2)=(3) |          |          |          |
|-----|-------|--------------|-----------------|----------------|--------|-----------------------|----------|----------|----------|
|     |       | 箇所           | 面積(ha)          | 箇所             | 面積(ha) | 箇所                    | 面積(ha)   |          |          |
| 緑地  | 施設緑地  | 都市公園         | 15              | 3.04           | 5      | 8.61                  | 20       | 11.65    |          |
|     |       | 公共施設緑地       | 22              | 7.15           | 20     | 47.01                 | 42       | 54.16    |          |
|     |       | 民間施設緑地       | 14              | 5.68           | 36     | 141.98                | 50       | 147.66   |          |
|     |       | 計            | 51              | 15.87          | 61     | 197.60                | 112      | 213.47   |          |
|     | 地域制緑地 | 法によるもの※      | 農用地区域           | —              | —      | —                     | 1,238.00 | —        | 1,238.00 |
|     |       |              | 保安林区域           | —              | —      | —                     | 354.00   | —        | 354.00   |
|     |       |              | 地域森林計画<br>対象民有林 | —              | 5.36   | —                     | 1,117.64 | —        | 1,123.00 |
|     |       |              | 天然記念物<br>・県指定史跡 | 1              | 1.40   | 1                     | 12.55    | 2        | 13.95    |
|     |       |              | 計               |                | 6.76   |                       | 2,722.19 |          | 2,728.95 |
|     | 総合計   |              |                 | 22.63          |        | 2,919.79              |          | 2,942.42 |          |

※本町は行政区域の約88%を三河湾国定公園、南知多県立自然公園が占めており、施設緑地及び、農用地区域、保安林区域、地域森林計画対象民有林、河川区域、天然記念物・県指定史跡は、含まれています。

※三河湾国定公園、南知多県立自然公園、河川区域は、本計画の面積から除くものとします。



## 2.5.1 緑地現況図



出典：都市計画基本図（平成 29 年）美浜町全町航空写真（令和元年 5 月撮影）、農振農用地を基に作成

## 2.5.2 緑地現況調書

### (1) 施設緑地

#### 1) 都市公園

| 種別        | 区分   | 図面対象<br>番号 | 名称      | 市街化<br>区域 | 市街化<br>調整区域 | 備考   |     |
|-----------|------|------------|---------|-----------|-------------|------|-----|
|           |      |            |         | 面積(ha)    | 面積(ha)      |      |     |
| 都市計画公園    | 街区公園 | 都- 1-1     | 前田公園    | 0.21      |             |      |     |
|           |      | 1-2        | 籠田公園    | 0.13      |             |      |     |
|           |      | 1-3        | 森下公園    | 0.10      |             |      |     |
|           |      | 1-4        | 小原池北公園  |           | 0.11        |      |     |
|           |      | 1-5        | 小原池中央公園 |           | 0.51        |      |     |
|           |      | 1-6        | 小原池西公園  |           | 0.47        |      |     |
|           |      | 1-7        | 小原池南公園  |           | 0.12        |      |     |
|           |      | 1-8        | 土海道公園   | 0.24      |             |      |     |
|           |      | 1-9        | 雁渡公園    | 0.20      |             |      |     |
|           |      | 1-10       | 稲早公園    | 0.36      |             |      |     |
|           |      | 1-11       | 杉代公園    | 0.10      |             |      |     |
|           |      | 1-12       | 郷下公園    | 0.12      |             |      |     |
|           |      | 1-13       | 砂原公園    | 0.20      |             |      |     |
|           |      | 1-14       | 川田公園    | 0.16      |             |      |     |
|           |      | 1-15       | 小坂公園    | 0.20      |             |      |     |
|           |      | 1-16       | こぐら公園   | 0.20      |             |      |     |
|           |      | 1-17       | 花廻間公園   | 0.51      |             |      |     |
|           |      | 1-18       | かきたに公園  | 0.20      |             |      |     |
|           |      | 1-19       | あたけ公園   | 0.11      |             |      |     |
|           |      | 総合公園       | 都- 2-1  | 美浜町総合公園   |             | 7.40 | 整備中 |
|           |      | 運動公園       | 2-2     | 美浜町運動公園   |             | 0.00 | 整備中 |
| 都市公園面積 合計 |      |            |         | 3.04      | 8.61        |      |     |

※供用面積を掲載しています。都市計画決定面積は、以下のとおりです。

美浜町総合公園：16.9ha

美浜町運動公園： 8.3ha

## 2) 公共施設緑地

| 種別     | 区分     | 図面対象<br>番号 | 名称        | 市街化<br>区域 | 市街化<br>調整区域 | 備考 |
|--------|--------|------------|-----------|-----------|-------------|----|
|        |        |            |           | 面積(ha)    | 面積(ha)      |    |
| 公共施設緑地 | 児童遊園   | 公- 3-1     | 北方児童遊園    | 0.06      |             |    |
|        |        | 3-2        | 河和児童遊園    | 0.05      |             |    |
|        |        | 3-3        | 河和第二児童遊園  | 0.05      |             |    |
|        |        | 3-4        | 古布児童遊園    |           | 0.05        |    |
|        |        | 3-5        | 小野浦児童遊園   |           | 0.11        |    |
|        |        | 3-6        | 野間児童遊園    | 0.27      |             |    |
|        |        | 3-7        | 天野児童遊園    | 0.15      |             |    |
|        |        | 3-8        | 奥田南児童遊園   | 0.06      |             |    |
|        |        | 3-9        | 奥田北児童遊園   | 0.03      |             |    |
|        |        | 3-10       | 奥田北第二児童遊園 | 0.05      |             |    |
|        |        | 3-11       | 上野間児童遊園   | 0.16      |             |    |
|        |        | 3-12       | 上野間第二児童遊園 |           | 0.03        |    |
|        | ちびっこ広場 | 3-13       | 大池ちびっこ広場  | 0.14      |             |    |
|        |        | 3-14       | 郷下ちびっこ広場  | 0.02      |             |    |
|        |        | 3-15       | 時志ちびっこ広場  |           | 0.02        |    |
|        |        | 3-16       | 上前田ちびっこ広場 | 0.02      |             |    |
|        |        | 3-17       | 屋敷ちびっこ広場  | 0.02      |             |    |
|        |        | 3-18       | 切山ちびっこ広場  |           | 0.04        |    |
|        |        | 3-19       | 一色ちびっこ広場  | 0.02      |             |    |
|        |        | 3-20       | 柿並ちびっこ広場  | 0.02      |             |    |
|        |        | 3-21       | 若松ちびっこ広場  |           | 0.05        |    |
|        |        | 3-22       | 河和みなと公園   | 0.18      |             |    |
|        |        | 3-23       | 細目ちびっこ広場  | 0.02      |             |    |
|        |        | 3-24       | 奥田ちびっこ広場  |           | 0.02        |    |
|        |        | 3-25       | 北亀井ちびっこ広場 |           | 0.01        |    |
|        |        | 3-26       | 中平井ちびっこ広場 |           | 0.02        |    |

| 種別     | 区分            | 図面対象<br>番号 | 名称                  | 市街化<br>区域 | 市街化<br>調整区域 | 備考    |  |
|--------|---------------|------------|---------------------|-----------|-------------|-------|--|
|        |               |            |                     | 面積(ha)    | 面積(ha)      |       |  |
| 公共施設緑地 | 運動場<br>(小中学校) | 4-1        | 布土小学校               |           | 1.11        |       |  |
|        |               | 4-2        | 河和小学校               | 0.96      |             |       |  |
|        |               | 4-3        | 河和南部小学校             |           | 0.79        |       |  |
|        |               | 4-4        | 上野間小学校              |           | 0.82        |       |  |
|        |               | 4-5        | 奥田小学校               | 0.73      |             |       |  |
|        |               | 4-6        | 野間小学校               | 0.93      |             |       |  |
|        |               | 4-7        | 河和中学校               | 2.30      |             |       |  |
|        |               | 4-8        | 野間中学校               |           | 1.66        |       |  |
|        | グラウンド         | 5-1        | 総合公園グラウンド           |           | 1.19        |       |  |
|        |               | 5-2        | 第2町民グラウンド           | 0.91      |             |       |  |
|        |               | 5-3        | 日本福祉大学              |           | 4.63        |       |  |
|        |               | 5-4        | 同付属高校グラウンド          |           | 0.45        |       |  |
|        | 野外活動          | 6-1        | 愛知県美浜少年自然の家         |           | 20.88       |       |  |
|        |               | 6-2        | 美浜緑苑緑地              |           | 6.45        |       |  |
|        |               | 6-3        | 町民の森                |           | 8.61        |       |  |
|        |               | 6-4        | 野間・自然の里ビオトー<br>プ・杉谷 |           | 0.07        |       |  |
|        | 公共施設緑地面積 合計   |            |                     |           | 7.15        | 47.01 |  |

【都市計画公園と児童遊園・ちびっこ広場の違い】

- 都市計画公園…都市計画法に基づいて設置された公園で、街区公園、近隣公園、総合公園、運動公園などの種類がある。
  - 街区公園：誘致距離 250m 圏内に 1カ所当たり面積 0.25ha を標準として配置
  - 近隣公園：誘致距離 500m 圏内に 1カ所当たり面積 2.00ha を標準として配置
  - 総合公園：都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置
  - 運動公園：都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置
- 児童遊園…児童福祉法に基づく児童厚生施設の一つ。街区公園の補完的役割をもち、児童の健康増進と情操を豊かにすることを目的に、ブランコ・滑り台・鉄棒などの遊具がある児童の遊び場。
- ちびっこ広場…地域から土地を提供していただき、町が公益性であると認定した場合や宅地開発時の帰属により、設置。

3) 民間施設緑地

| 種別     | 区分   | 図面対象番号 | 名称                    | 市街化区域  | 市街化調整区域 | 備考 |
|--------|------|--------|-----------------------|--------|---------|----|
|        |      |        |                       | 面積(ha) | 面積(ha)  |    |
| 民間施設緑地 | ゴルフ場 | 7-1    | 知多カントリー倶楽部            |        | 18.45   |    |
|        |      | 7-2    | 新南愛知カントリークラブ<br>美浜コース |        | 99.00   |    |
|        | 寺院   | 8-1    | 安養寺                   |        | 0.37    |    |
|        |      | 8-2    | 葦航寺                   |        | 0.19    |    |
|        |      | 8-3    | 心月齋                   |        | 1.36    |    |
|        |      | 8-4    | 浄仙寺                   | 0.25   |         |    |
|        |      | 8-5    | 宝林寺                   |        | 0.14    |    |
|        |      | 8-6    | 影現寺                   |        | 1.67    |    |
|        |      | 8-7    | 広徳寺                   |        | 0.97    |    |
|        |      | 8-8    | 弥勒寺                   | 0.19   |         |    |
|        |      | 8-9    | 稱名寺                   | 0.13   |         |    |
|        |      | 8-10   | 甘露寺                   | 0.72   |         |    |
|        |      | 8-11   | 慶樹院                   | 0.35   |         |    |
|        |      | 8-12   | 全忠寺                   | 0.76   |         |    |
|        |      | 8-13   | 誓休寺                   | 0.10   |         |    |
|        |      | 8-14   | 誓海寺                   |        | 0.50    |    |
|        |      | 8-15   | 法華寺                   |        | 0.47    |    |
|        |      | 8-16   | 永壽寺                   |        | 0.12    |    |
|        |      | 8-17   | 良參寺                   |        | 0.33    |    |
|        |      | 8-18   | 吉祥寺                   | 0.18   |         |    |
|        |      | 8-19   | 正蔵寺                   | 0.35   |         |    |
|        |      | 8-20   | 安養院                   | 0.24   |         |    |
|        |      | 8-21   | 大御堂寺                  | 1.77   |         |    |
|        |      | 8-22   | 瑞境寺                   |        | 0.52    |    |
|        |      | 8-23   | 法山寺                   |        | 0.20    |    |
|        |      | 8-24   | 密蔵院                   |        | 0.18    |    |
|        |      | 8-25   | 観音寺                   |        | 0.94    |    |
|        |      | 8-26   | 善法寺                   | 0.21   |         |    |
|        |      | 8-27   | 報恩寺                   |        | 0.79    |    |
|        |      | 8-28   | 瑞延寺                   |        | 0.40    |    |
|        |      | 8-29   | 大仙寺                   |        | 0.30    |    |
| 8-30   | 推心寺  |        | 0.30                  |        |         |    |
| 8-31   | 清王寺  |        | 0.43                  |        |         |    |

| 種別          | 区分 | 図面対象<br>番号 | 名称         | 市街化<br>区域 | 市街化調<br>整区域 | 備考 |
|-------------|----|------------|------------|-----------|-------------|----|
|             |    |            |            | 面積(ha)    | 面積(ha)      |    |
| 民間施設緑地      | 神社 | 9-1        | 神明神社（布土）   |           | 1.29        |    |
|             |    | 9-2        | 津島神社（布土）   |           | 1.56        |    |
|             |    | 9-3        | 熊野神社（時志）   |           | 1.02        |    |
|             |    | 9-4        | 十二神社（北方）   |           | 0.53        |    |
|             |    | 9-5        | 壬生神社（浦戸）   |           | 0.60        |    |
|             |    | 9-6        | 天神社（河和）    | 0.20      |             |    |
|             |    | 9-7        | 津島神社（古布）   |           | 0.08        |    |
|             |    | 9-8        | 阿奈志神社（矢梨）  |           | 0.49        |    |
|             |    | 9-9        | 八幡神社（切山）   |           | 0.47        |    |
|             |    | 9-10       | 諏訪社（小野浦）   |           | 0.53        |    |
|             |    | 9-11       | 八幡神社（小野浦）  |           | 1.35        |    |
|             |    | 9-12       | 富具神社（細目）   |           | 3.62        |    |
|             |    | 9-13       | 神明社（柿並）    |           | 0.36        |    |
|             |    | 9-14       | 大己貴神社（北奥田） |           | 0.52        |    |
|             |    | 9-15       | 八幡社（北奥田）   | 0.23      |             |    |
|             |    | 9-16       | 野間神社（上野間）  |           | 1.55        |    |
|             |    | 9-17       | 松尾神社（上野間）  |           | 0.38        |    |
| 民間施設緑地面積 合計 |    |            |            | 5.68      | 141.98      |    |
| 施設緑地 合計     |    |            |            | 15.87     | 197.67      |    |

(2) 地域制緑地

1) 法によるもの

| 種別         | 区分              | 図面対象<br>番号   | 名称        | 市街化<br>区域 | 市街化<br>調整区域 | 備考    |
|------------|-----------------|--------------|-----------|-----------|-------------|-------|
|            |                 |              |           | 面積(ha)    | 面積(ha)      |       |
| 法によるもの     | 県立自然公園          | 10-1         | 南知多県立自然公園 |           | 3,677.00    | ※     |
|            | 国定公園            | 10-2         | 三河湾国定公園   |           | 396.00      | ※     |
|            |                 |              | 特別保護地区    |           | 12.00       |       |
|            |                 |              | 第2種特別地域   |           | 186.00      |       |
|            |                 |              | 第3種特別地域   |           | 118.00      |       |
|            |                 |              | 普通地域      |           | 80.00       |       |
|            | 農用地区域           | 11-1         |           |           | 1,238.00    |       |
|            | 保安林地域           | 12-1         | 保安林       |           | 354.00      |       |
|            | 地域森林計画<br>対象民有林 | 13-1         |           | 5.36      | 1,117.64    |       |
|            | 河川区域 合計         |              |           | 4.89      | 39.11       | ※     |
|            | 記念物             | 国指定<br>天然記念物 | 15-1      | 鶺鴒の山鶺繁殖地  |             | 12.55 |
| 県指定史跡      |                 | 15-2         | 史跡大御堂寺    | 1.40      |             |       |
| 地域制緑地面積 合計 |                 |              |           | 6.76      | 2,722.19    |       |

※本町は行政区域の約88%を三河湾国定公園、南知多県立自然公園が占めており、施設緑地及び、農用地区域、保安林区域、地域森林計画対象民有林、河川区域、天然記念物・県指定史跡は、含まれていません。

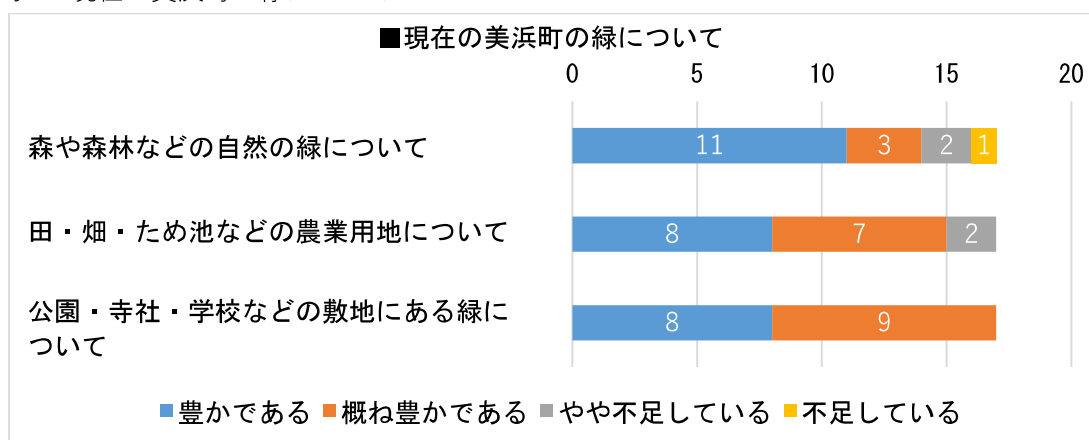
※三河湾国定公園、南知多県立自然公園、河川区域は、本計画の面積から除くものとします。

## 2.6 緑に関する意識調査

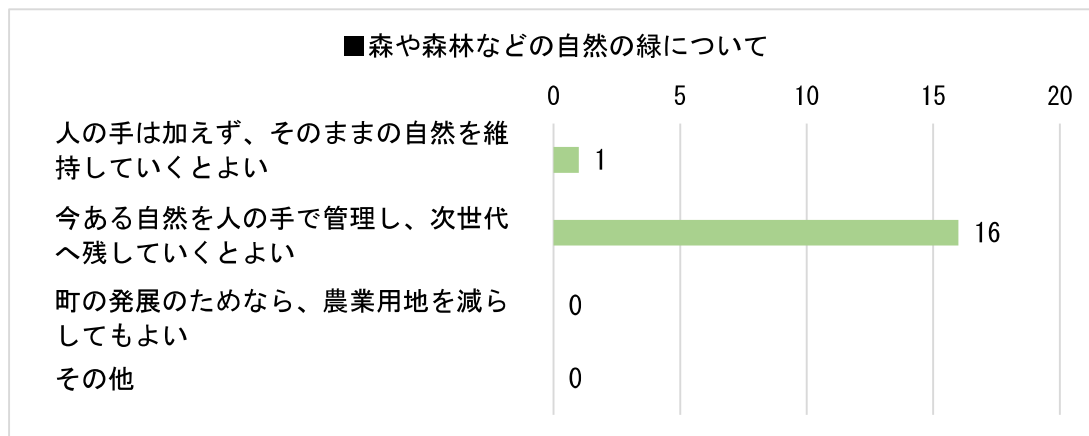
町内で緑に関する活動を行う団体に対して、緑に関する意識調査を実施しました。

| 項目   | 内容   | 摘要       |
|------|--|----------|
| 調査対象 | ①農用地保全体 <sup>1</sup> 10団体<br>②クリーンパートナー <sup>2</sup> 7団体 | 代表者による回答 |
| 調査期間 | ①令和元年7月25日～7月30日<br>②令和元年7月30日～8月30日                     |          |
| 調査方法 | ①団体会議時に配布・即日回収<br>②郵送による配布・回収                            |          |
| 回収状況 | 有効回収数 17件 回収率 100%                                       |          |

問1 現在の美浜町の緑について



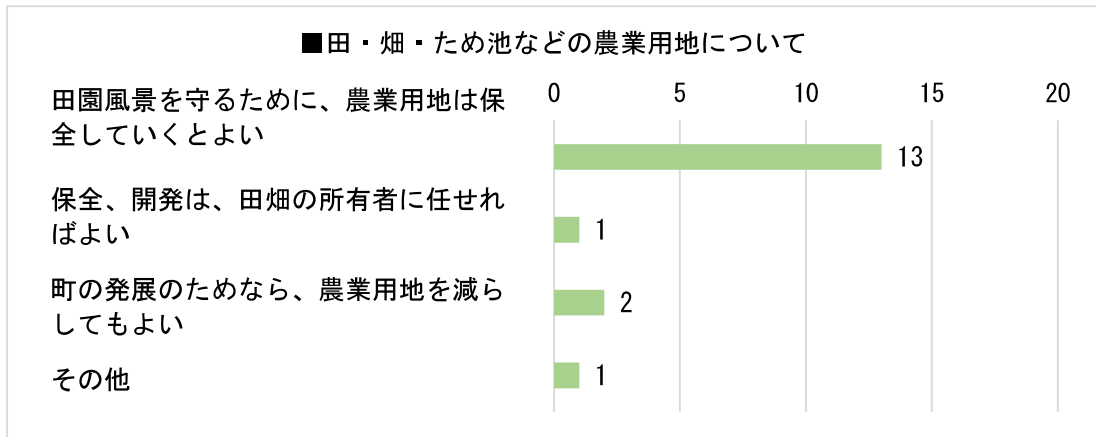
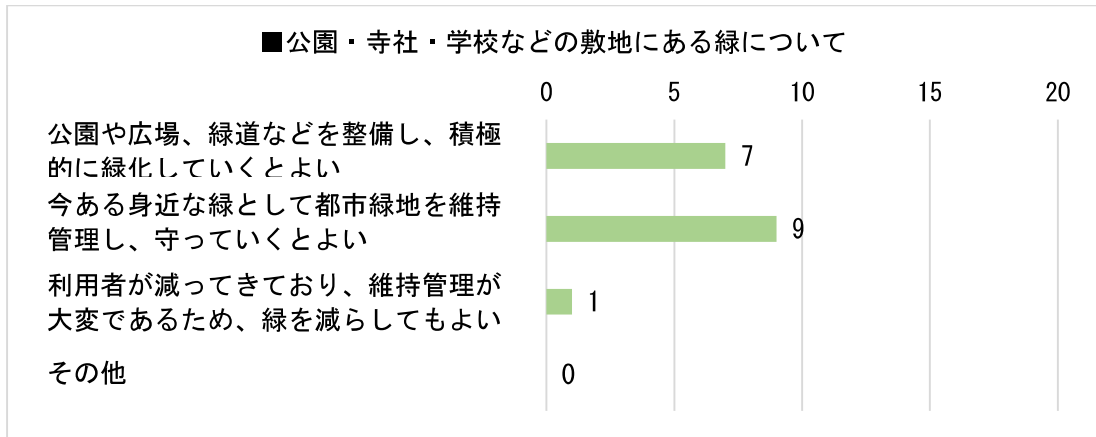
問2 これからの美浜町の緑について



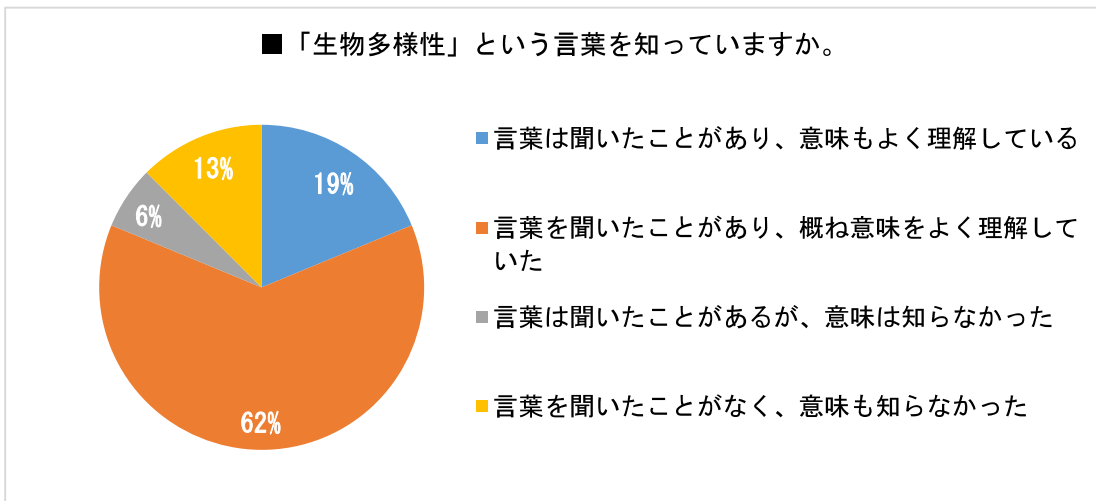
<sup>1</sup> 農用地保全体：美浜町で活動する田や畑などの保全を行う団体。

<sup>2</sup> クリーンパートナー：町民と本町が協働ですすめる「環境美化プログラム」で、ボランティアとして「まちをきれいにしよう」という活動を、支援していくもの。

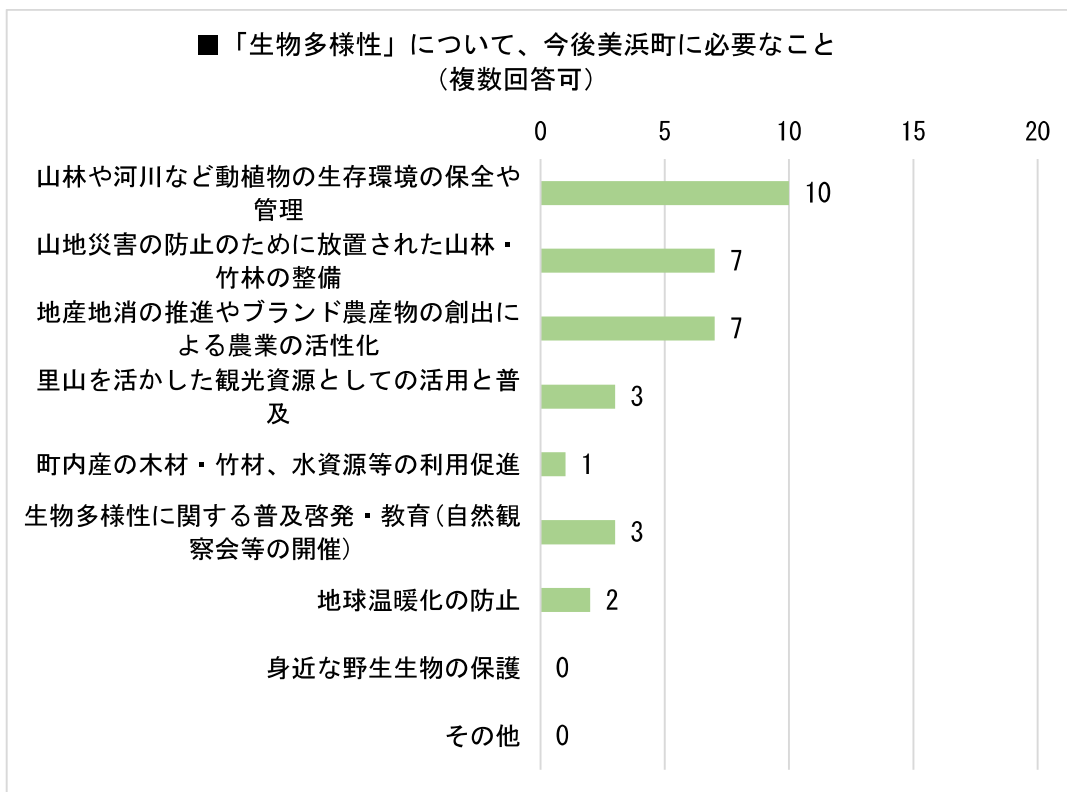




問3 生物多様性<sup>3</sup>について



<sup>3</sup> 生物多様性：すべての生き物の間に違いがあること。地球上には、個性豊かなさまざまな生物が存在し、お互いに影響しながらもバランスを保って共存しており、生物多様性があることで、食材の供給や、地球環境の維持など、様々な恩恵を受けられている。



問4 美浜町の緑に関するご意見（自由記述）

- ・ 道路、農道に面した畦畔が雑草、雑木が繁茂しているので整備していきたい。
- ・ 保全活動及び維持管理は多額の費用が必要となるため一部又は全部を森林環境譲与税の充当が必要と思われる。
- ・ 竹林の整備・活用を行政が積極的に関与していくべき。農地の保全もしっかりと考える。
- ・ 人口減少によって農地を含む砂防林などの整備の必要が増してくるので今の対応策が必要なのではないでしょうか。
- ・ 旅に出て感じる場合があります。道路脇の草がきれいに刈り取られ、並端には花や樹木が植えられた光景を目にすると、その地域の人々のやさしさを感じる事が出来ます。美浜町だけではないですが、比較し残念に思うのは私だけでしょうか。地域、町をあげて美しい町にしたいです。
- ・ 歩道の草が生い茂って歩きにくいので、草刈してほしい。公園の桜の木を手入れしないと枯れてしまいそうだ。
- ・ 美浜町は、“美しい町”のモットーとなっていますが…とても汚い。住民各自が自分の土地などしっかり管理するよう、通知して、草の緑を無視して本来の緑になるよう行政より指導していただきたい。
- ・ 上野間～布土に桜を植えていただき名所としたらいかがでしょう。
- ・ 竹林の整備。
- ・ 太陽光発電は、緑が少なくなるのは少し残念です。風力発電もよくない。
- ・ この知多半島は海があり、緑の木々にあふれています。ソーラーの開発で木々が倒されています。それによって災害を引き起こし、自然がなくなるのはとても寂しくなります。
- ・ 道路に覆いかぶさる高い木、側道の草の整理できないかと思います。

---

## 2.7 緑を育む活動状況

---

本町の豊かな郷土の自然環境、地域住民の身近な緑を「守り」「育て」「活用」する活動や団体の推進を進めてきました。主な活動は、以下のとおりです。

① 地域住民による身近な緑への活動 ～みはまクリーンパートナー～

みはまクリーンパートナーとは、住民と町が協働ですすめる「環境美化プログラム」で、町民がボランティアとして道路や公園、河川、海岸等の里親となり、ごみ拾いなどの清掃活動を、本町として積極的に支援していくものです。

集めたごみは知多南部クリーンセンターへ搬入していただいています。

現時点では、**22 団体（うち公園・緑地の管理に関する団体 2 団体） 267 名**（令和 2 年現在）の方と身近な緑への協働を行っています。

② 生物多様性に関する活動 ～知多半島生態系ネットワーク協議会～

知多半島生態系ネットワーク協議会では、“ごんぎつねと住める知多半島を創ろう”を合言葉に、知多半島地域の生態系を健全に保全するため、生きものの生息・生育空間を適切に配置し、つながりを確保することを目指しています。地域の学生と連携を図り、フォーラムやワークショップの開催、植樹などの活動を行っています。



参加団体の日本福祉大学による植樹活動

③ 郷土の自然環境に関する活動 ～モリビトの会（美浜町竹林整備事業化協議会）～

本町では、かつてタケノコの収穫や、竹材の確保などのために植えられた竹が時代とともに管理、整備ができなくなり、放置され、拡大し続けています。その竹林が里山や丘陵地の広葉樹林に侵入し、内部は密生し、枯れた竹が倒れるなど土壌保全、保水等の本来の森林機能の低下、減少、植生の単調化、景観の悪化などの問題を引き起こしています。モリビトの会は、竹林の整備や伐採した竹をポラス炭や竹チップとして有効活用を行っています。

## 第3章 緑に関する課題の整理

### 3.1 緑を取り巻く社会情勢の変化

本町の緑に関するあり方は、社会情勢の動きに影響を受けながら変化しています。そのため、ここでは、緑に関する社会情勢の変化に伴う状況を整理します。整理にあたっては、緑の基本的な機能（環境保全機能、景観構成機能、レクリエーション機能、防災機能）に加え、経済活力機能の5つの機能分類を中心に整理し、緑のあり方を計画します。

#### 【主な社会情勢の変化の視点】

- ✓ 生物多様性や地球規模の環境問題
- ✓ 人口減少・少子高齢化社会
- ✓ 自然災害リスクや日常の安心安全への対応
- ✓ 厳しい財政状況での緑の有効活用や維持管理、運営について
- ✓ 関連する法制度（都市緑地法、都市公園法、都市計画法等）の改正

| 分類         | 社会的ニーズ                          |
|------------|---------------------------------|
| 環境保全機能     | 生物多様性の確保や環境学習の場の確保              |
|            | 地球温暖化の原因である温室効果ガスの吸収源対策         |
|            | 再生可能エネルギーの活用                    |
| 景観構成機能     | 郷土を代表する緑の確保                     |
|            | 視覚的・心理的に快適性をもたらす緑               |
| レクリエーション機能 | こどもの遊び場や自然と健康維持など日常のレクリエーションの場  |
|            | 自然とのふれあう場、屋外スポーツの場などの広域的な活動拠点   |
|            | 緑の拠点のネットワーク形成と強化                |
| 防災機能       | 災害時の避難所、復旧活動拠点、帰宅困難者の避難場所       |
|            | 延焼防止のための防火帯やオープンスペースの確保         |
|            | 治水機能や防砂・防風林の保全                  |
| 経済活力機能     | 多様な主体との交流・連携の機会を提供する場           |
|            | 観光農業や海洋レジャーなど自然環境を活かす観光振興の資源    |
|            | 厳しい財政下や多様化するニーズに対応する既存ストックの有効活用 |

---

## 3.2 本町の現状と主要課題

---

基本的な機能である**環境保全機能、景観構成機能、レクリエーション機能、防災機能、経済活力機能**について、本町を取り巻くみどりについて整理をします。

### ① 環境保全機能

環境保全機能は、本町に存在する良好な自然生態系や文化財などの保護と活用、無秩序な開発地の拡大防止等のように、主としてその存在機能に着目した緑地の現状について評価するものです。

- ・ 本町の緑地の骨格を形成している三河湾国定公園、地域森林計画対象民有林（保安林含む）、農振農用地区域、河川区域の地域制緑地は、環境保全機能の評価が高く、保全が重要です。
- ・ 歴史風土に根づいた寺社境内地の樹林は、環境保全機能の評価が高く、保全が重要です。
- ・ 街区公園等の都市公園は、快適な生活環境を創出する上で重要な緑地であり、緑地の維持と活用が課題です。
- ・ 竹林が丘陵地の中心に大きく拡大しており、広葉樹林が減少しています。樹林地における多様性を確保するためにも対策が望まれます。
- ・ 三河湾国定公園に指定されている自然環境として、丘陵地ではカワウの野生繁殖地となっている鶺鴒の池周辺、新池周辺、影現寺・広徳寺周辺、海岸線ではアカウミガメの自然産卵地となっている奥田・野間・小野浦の砂浜があります。

### ② 景観構成機能

景観構成機能は、市街地の中の緑や市街地を取り囲む緑、郷土的景観を形作る緑等、本町の景観を構成する要素として、特色あるまちづくりに資する緑の機能です。

- ・ 本町の市街地の特性として、緑の多い丘陵地が南北に細長い形状で連続しており、居住地域に近いことから、身近な緑に恵まれているといえます。
- ・ 郷土的景観である社寺境内の樹林を今後も保全していく必要があります。
- ・ 歴史資源である河和城跡地、奥田城跡地の調査・保存・活用を地域住民と協議・検討していく必要があります。
- ・ 「美しい愛知づくり景観資源」に指定されている野間埼灯台、鶺鴒の山鶺鴒繁殖地、河和のまちなみと海は、本町の景観を代表するシンボルであるため、周辺環境を守っていく必要があります。

### ③ レクリエーション機能

レクリエーション機能は、地域のレクリエーション活動や健康づくりを供するとともに、観光として広域的な需要にも対応します。特に本町の良好な緑を活かした観光は、良好な緑を維持していくためにも重要です。

- ・ 三河湾国定公園と鶺鴒の池及び町民の森に隣接し、吉田下池を取り込んでいる美浜町総合公園は、本町のスポーツ・レクリエーション、自然とのふれあいの場として重要な緑地であるため、周辺施設と連携の取れた拠点整備をさらに進めます。
- ・ 日本福祉大学の周辺においては、美浜町運動公園の整備を推進し、新たなレクリエーションの場として良好な緑を創出します。
- ・ 町民の森は、町民が森林に親しむ場、里山保全活動の拠点として整備されています。
- ・ 愛知県美浜少年自然の家は、自然とふれあえる施設としてレクリエーション機能の評価が高く、今後も敷地内の自然環境の維持が望まれます。

- 
- ・ 市街地の住区基幹公園を補完する児童遊園やちびっこ広場、グラウンドは、日常的なレクリエーションの場として一定の機能を有していますが、供用開始後の経年による施設等の老朽化などに対応するため、点在する児童遊園やちびっこ広場を再編し、機能の充実、維持管理を行っていく必要があります。
  - ・ 三河湾国定公園の指定地は、優れた自然環境を有する広域的なレクリエーションの場としてレクリエーション機能の評価が高く、保全と活用のためのネットワーク形成が課題です。
  - ・ 丘陵地から海岸に流れる河川は、市街地から丘陵地への緑のネットワークを形成する緑地であり、河川沿いの緑道設置等による親水緑地としての活用が課題です。
  - ・ 本町の東西海岸を結ぶネットワークとして、観光ルートとしても位置づけられているオレンジラインが整備されていますが、知多四国八十八ヶ所めぐりなど、さらなるネットワークの形成による連携の強化が求められています。

#### ④ 防災機能

防災機能は、災害の防止あるいは災害時における避難路・避難地の配置等、防災機能に着目した緑の機能です。

- ・ 小中学校の運動場、町民グラウンドは、避難地に指定されており、防災機能の評価が高く、今後も防災機能の緑地として位置づけられます。
- ・ 河川は、南北に伸びる市街地を東西にいくつかのブロックに区切るように流れており、防火帯として機能していますが、河川改修や緑道整備による緑地帯としての形成が課題です。
- ・ 地域森林計画対象民有林には、保安林、砂防関連の指定地、海岸の防風林等が含まれ、広く土地保全に機能しており、適切な保全が重要です。
- ・ 市街地内に計画的に配置された一定規模以上の公園がないことや、旧集落に緑が少ないことから、災害時における避難（一時避難）場所や救助の拠点場所、延焼防止等の機能が不足しており、空家のポケットパーク化等、オープンスペースの確保が求められます。
- ・ ため池は、今後も農地防災面の強化や農業用水としての確保を図るため、耐震化を随時進めていきます。
- ・ 美浜町運動公園については、広域避難場所として整備を進めています。

#### ⑤ 経済活力機能

経済活力機能は、社会情勢や多様化するニーズに対応するため、本町の緑がもつポテンシャルを最大限に活かすのに必要な機能です。

- ・ 現在グラウンドとして利用されている旧布土小学校跡地を地域住民との協議を通じて有効活用を検討していく必要があります。
- ・ 整備が進められている美浜町運動公園は、効率的で質の高いサービスを提供するために、民間活力導入の可能性を探り、賑わいや魅力の創出を図ります。
- ・ 既存の公園や緑地を町、町民や事業者、学校教育関連などの多種多様な主体と連携して、地域活性化や地域力向上に寄与する戦略的な維持管理運営が必要です。
- ・ ジョイフルファーム鶴の池や食と健康の館は、美浜町の自然・産物・歴史を活用した特色あるまちづくりを、体験を通じて情報発信する施設です。
- ・ 身近な公園については、少子高齢化や人口減少、地域の年齢構成の変化に伴ったニーズ等に即した公園機能への転換も視野に入れます。

### 3.3 前計画の進捗状況

平成 23 年に掲げた整備目標と現況について進捗状況を検証し、計画改定に向けた課題を抽出します。

#### ■施設緑地

施設緑地（都市計画公園）の整備

| H32（目標年次） | R2（現況）   |
|-----------|----------|
| 20.55 ha  | 11.65 ha |

整備目標の内訳は、以下のとおりです。

#### 【住区基幹公園】

| H32（目標年次） |       | R2（現況） |       |
|-----------|-------|--------|-------|
| 街区公園      | 23 か所 | 街区公園   | 19 か所 |
| 近隣公園      | 2 か所  | 近隣公園   | 0 か所  |

#### 【都市基幹公園】

| H32（目標年次） |      | R2（現況） |      |
|-----------|------|--------|------|
| 総合公園      | 1 か所 | 総合公園   | 1 か所 |
| 運動公園      | 0 か所 | 運動公園   | 0 か所 |

整備面積、整備箇所共に目標値を下回っています。

公共施設緑地

| H32（目標年次） | R2（現況）   |
|-----------|----------|
| 61.48 ha  | 54.16 ha |

公共施設緑地の整備面積は、目標を下回っています。

民間施設緑地

| H32（目標年次） | R2（現況）    |
|-----------|-----------|
| 147.66 ha | 147.66 ha |

民間施設緑地は、将来的にも担保されるものと位置づけされています。

---

## ■地域制緑地

法によるもの

本計画では、三河湾国定公園（396.00ha）、南知多県立自然公園（3,677.00ha）、河川区域（44.00ha）は、地域制緑地として取り扱わないものとします。そのため、区分ごとに比較は、以下のとおりです。

| 区分          |          | H32(目標年次)   | R2(現況)      |
|-------------|----------|-------------|-------------|
| 農用地区域       |          | 1,434.00 ha | 1,238.00 ha |
| 保安林地域       |          | 355.00 ha   | 354.00 ha   |
| 地域森林計画対象民有林 |          | 1,128.20 ha | 1,123.00 ha |
| 記念物         | 国指定天然記念物 | 12.17 ha    | 12.55 ha    |
|             | 県指定史跡    | 1.40 ha     | 1.40 ha     |

地域制緑地は、目標を下回っています。



## 第4章 計画の基本方針

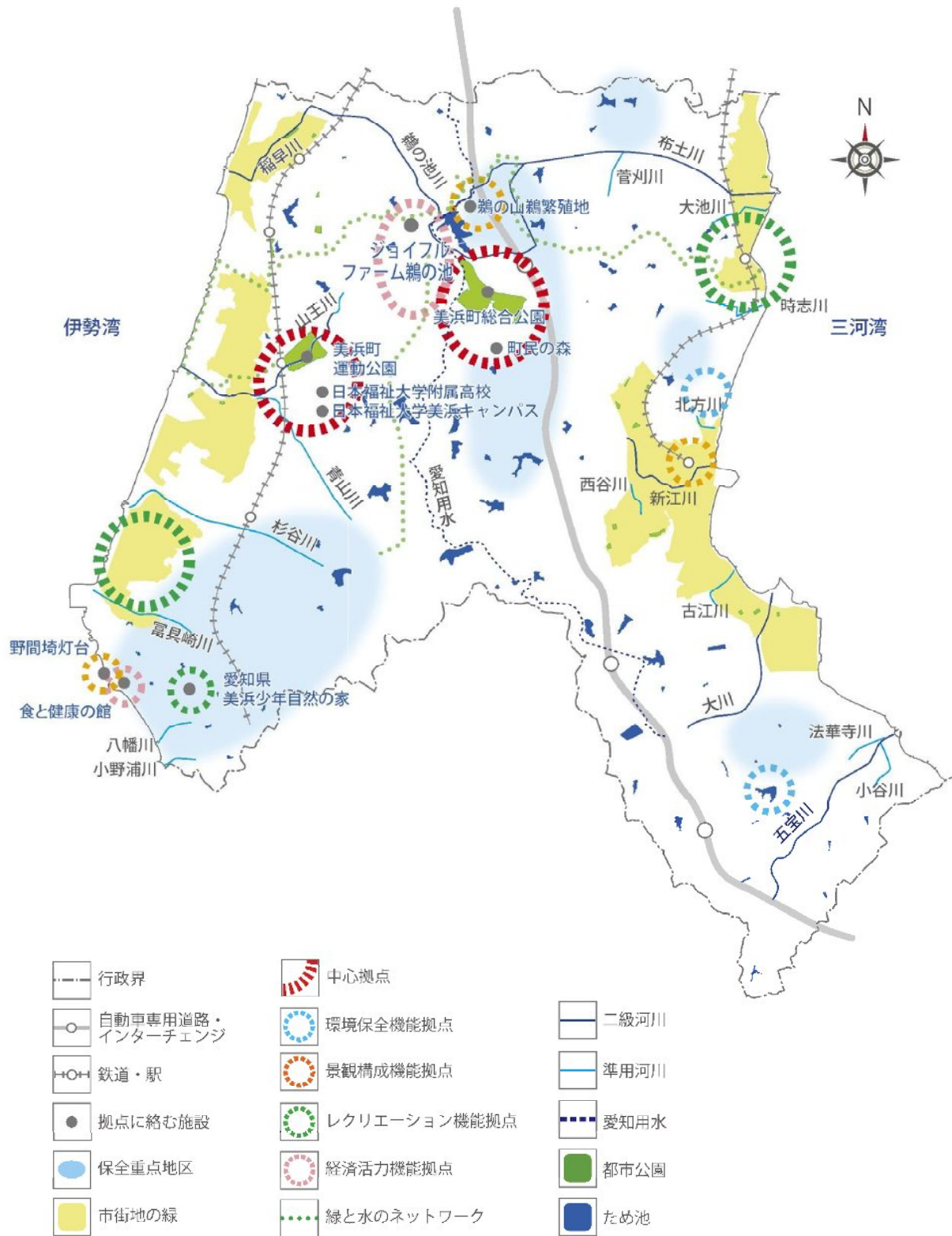
### 4.1 緑の基本計画の理念と緑の将来像

本町の豊かな自然は、住む人や訪れる人の心にあたたかさや安らぎを与え、そこに住むことの魅力につながります。

**緑の基本計画の理念**は、緑の意義や、様々な背景を踏まえ、「第5次美浜町総合計画」で掲げる将来像「ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま」とします。

ひと・まち・自然、健康に輝くまちみはま  
～自然との共生+心～

本町では、**緑の将来像=理念**に基づき、海辺や残された緑をはじめとした本町の特性を活かし、多様な主体が互いの役割と責任を確認しながら、支えあいと活気に満ちた『協働』による持続可能なまちづくりを推進していきます。



【将来イメージ図】

## 4.2 計画の基本目標

緑の将来像実現のために、次の3つの基本目標を定めます。

### 人と自然をつなぐみどり

- 海と里山に代表される豊かな自然環境を計画的な土地利用を通じて保全と活用を図り、自然と調和した本町を創造していきます。
- 身近な緑やレクリエーションの場である公園や緑地の計画的な整備を進め、地域間のネットワークを形成していきます。
- 郷土を特徴づけている丘陵地の緑を維持管理・保全し、里地里山の再生を進めます。
- 自然景観、伝統文化、農産物などの地域資源を活用し、都市と農村の交流により地域の活性化を推進します。
- 地域固有の動物種や生態系の保全・再生などにより生物多様性向上に努めます。



### 安心安全を守るみどり

- 相次ぐ自然災害から暮らしを守り、すべての住民が安心安全に暮らすことのできるように、対策を推進します。
- 近年の地球規模の環境問題に対する関心の高まりから省資源・省エネルギーの更なる推進を通じて循環型社会の構築を進めていきます。



### 協働で育むみどり

- 既存ストックの維持管理・運営・魅力向上のために、指定管理者制度公募型設置管理制度（P-PFI）<sup>4</sup>やPPP<sup>5</sup>/PFI<sup>6</sup>制度など官民連携手法を有効活用し、賑わいを創出していきます。
- 緑化行事や美化活動などの住民活動、広報活動により、郷土の自然や緑化活動に対する認識を深め、緑を住民全体の財産として育む心を育てていきます。



<sup>4</sup> 公募型設置管理制度（P-PFI）：飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用して、その周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度。

<sup>5</sup> PPP：公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをPPP（Public Private Partnership：パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）という。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

<sup>6</sup> PFI：PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。

## 第5章 計画のフレーム

### 5.1 計画対象区域

計画対象区域は、美浜町全域とします。

#### ■対象区域

| 都市計画区域の名称 | 計画対象             |
|-----------|------------------|
| 知多都市計画区域  | 美浜町の全域 (4,620ha) |

### 5.2 人口の見直し

本計画の人口フレームは、平成27年は、国勢調査の実計値を用い、令和7年以降は、将来推計人口※から設定しています。

#### ■人口フレーム

| 年次 | 平成27年<br>(国勢調査) | 令和7年<br>(中間年次) | 令和12年<br>(目標年次) |
|----|-----------------|----------------|-----------------|
| 人口 | 23.5 千人         | 21.4 千人        | 20.0 千人         |

※将来推計人口は、「第5次美浜町総合計画」より参照

### 5.3 市街化区域の規模

市街化区域の規模は、令和2年度の暫定用途地域解消による区域区分変更で、517haから512haへ縮小しました。今後は、目標年次まで変わらない512haとします。

#### ■市街化区域の規模

| 年次       | 平成27年<br>(国勢調査) | 令和7年<br>(中間年次) | 令和12年<br>(目標年次) |
|----------|-----------------|----------------|-----------------|
| 市街化区域人口  | 17.3 千人         | 15.8 千人        | 14.8 千人         |
| 市街化区域の規模 | 517 ha          | 512 ha         | 512 ha          |
| 人口密度     | 33.6 人/ha       | 30.9 人/ha      | 28.9 人/ha       |

※市街化区域人口の算出は、平成27年国勢調査の数値より構成比を算出し、推移していくものとして設定しています。

全体人口 ÷ 市街化区域人口 × 100 = 構成比 (%)

- 平成27年：17.3千人 ÷ 23.5千人 × 100 = 73.7%
- 令和7年：21.4千人 × 73.7% = 15.8千人
- 令和12年：20.0千人 × 73.7% = 14.8千人

## 第 6 章 緑地の保全及び緑化の目標

### 6.1 緑地の確保目標

緑地整備目標の内訳は、次のとおりです。

#### ■緑地整備の目標

| 位置<br>緑地区分 | 令和 2 年<br>(現状値) |             |            |
|------------|-----------------|-------------|------------|
|            | 市街化区域(ha)       | 市街化調整区域(ha) | 都市計画区域(ha) |
| 都市公園       | 3.04            | 8.61        | 11.65      |
| 公共施設緑地     | 7.15            | 47.01       | 54.16      |
| 民間施設緑地     | 5.68            | 141.98      | 147.66     |
| 地域制緑地      | 6.76            | 2,722.19    | 2,728.95   |
| 合 計        | 22.63           | 2,919.79    | 2,942.42   |

| 位置<br>緑地区分 | 令和 7 年<br>(中間年次) |             |            |
|------------|------------------|-------------|------------|
|            | 市街化区域(ha)        | 市街化調整区域(ha) | 都市計画区域(ha) |
| 都市公園       | 3.04             | 18.31       | 21.35      |
| 公共施設緑地     | 6.57             | 46.98       | 53.55      |
| 民間施設緑地     | 5.68             | 141.98      | 147.66     |
| 地域制緑地      | 6.76             | 2,722.19    | 2,728.95   |
| 合 計        | 22.05            | 2,929.46    | 2,951.51   |

| 位置<br>緑地区分 | 令和 12 年<br>(目標年次) |             |            |
|------------|-------------------|-------------|------------|
|            | 市街化区域(ha)         | 市街化調整区域(ha) | 都市計画区域(ha) |
| 都市公園       | 8.79              | 26.41       | 35.20      |
| 公共施設緑地     | 6.57              | 46.98       | 53.55      |
| 民間施設緑地     | 5.68              | 141.98      | 147.66     |
| 地域制緑地      | 6.76              | 2,722.19    | 2,728.95   |
| 合 計        | 27.80             | 2,937.56    | 2,965.36   |

※本町は行政区域の約 88%を三河湾国定公園、南知多県立自然公園が占めており、施設緑地及び、農用地区域、保安林区域、地域森林計画対象民有林、河川区域、天然記念物・県指定史跡は、含まれています。

※三河湾国定公園、南知多県立自然公園、河川区域は、本計画から除くものとします。

■緑地確保の目標量

| 緑地確保目標 | 将来市街地に対する割合 (A) |               |                |
|--------|-----------------|---------------|----------------|
|        | 令和 2 年 (現状値)    | 令和 7 年 (中間年次) | 令和 12 年 (目標年次) |
|        | 概ね 23ha         | 概ね 22ha       | 概ね 28ha        |
|        | 4%              | 4%            | 5%             |

| 緑地確保目標 | 都市計画区域面積に対する割合 (B) |               |                |
|--------|--------------------|---------------|----------------|
|        | 令和 2 年 (現状値)       | 令和 7 年 (中間年次) | 令和 12 年 (目標年次) |
|        | 概ね 2,942ha         | 概ね 2,952ha    | 概ね 2,965ha     |
|        | 64%                | 64%           | 64%            |

■ 将来市街地内の緑地率 (A) 算出方法 (目標年次)

$$A = (\text{将来市街地内の緑地確保目標量}) \div (\text{将来市街地面積}) \times 100$$

$$= 28\text{ha} \div 512\text{ha} \times 100 = 5\%$$

■ 都市計画区域内の緑地率 (B) 算出方法 (目標年次)

$$B = (\text{緑地の確保目標量}) \div (\text{都市計画区域面積}) \times 100$$

$$= 2,965\text{ha} \div 4,620\text{ha} \times 100 = 64\%$$

## 6.2 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標

都市公園等とは、住民にとって身近な緑である都市公園と公共施設緑地のことを指します。

目標年次（令和12年）の都市公園等の整備目標は、合計88.75haとします。その内訳は、都市公園が35.20ha、公共施設緑地が53.55haです。

したがって、都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準は、住民1人当たり面積44.2㎡とします。

### ■緑地の目標

| 年次                     |       | 令和2年<br>(現状値) | 令和7年<br>(中間年次) | 令和12年<br>(目標年次) |
|------------------------|-------|---------------|----------------|-----------------|
| 人口フレーム                 |       | 22.6千人        | 21.4千人         | 20.0千人          |
| 都市公園<br>目標量            | 面積合計  | 11.65ha       | 21.35ha        | 35.20ha         |
|                        | 1人当たり | 5.14㎡/人       | 10.00㎡/人       | 17.53㎡/人        |
| 目標水準                   |       | 5.1㎡/人        | 10.0㎡/人        | 17.6㎡/人         |
| 都市公園＋<br>公共施設緑地<br>目標量 | 面積合計  | 65.81ha       | 74.90ha        | 88.75ha         |
|                        | 1人当たり | 29.05㎡/人      | 34.94㎡/人       | 44.19㎡/人        |
| 目標水準                   |       | 29.1㎡/人       | 35.0㎡/人        | 44.2㎡/人         |

### ■ 住民1人当たりの都市公園面積の目標算出（目標年次）

- 令和12年：35.20ha ÷ 20.0千人 = 17.6㎡/人

### ■ 住民1人当たりの都市公園等面積の目標算出（目標年次）

- 令和12年：88.75ha ÷ 20.0千人 = 44.2㎡/人

### 都市公園として整備すべき目標水準について

人口減少社会の中、人口規模に基づいた目標設定はその根拠が乏しくなるものと考えられます。（人口が減少することで、整備が進まなくても確保水準は上昇してしまう。）

このため、今後の都市公園等の整備にあたっては、その推進による「量」の確保をしながら、都市公園が身近な場所に配置され、「質」の向上を重視していくこととします。

#### ※参考 住民1人あたりの公園緑地面積の目標

- 都市公園法……………町全体の都市公園の面積 10.0㎡/人
- 愛知県広域緑地計画……………町全体の都市公園の面積 13.7㎡/人

#### ※参考 住民1人あたりの都市公園等面積の目標

- 緑の政策大綱（平成7年7月提唱）……………都市公園等の面積 20.0㎡/人

---

## 6.3 緑化の目標

---

地域住民が公園・緑地をより身近に感じられるように、維持管理の促進や自然環境を活かした新たな空間整備を進めることが必要です。

緑化の目標は、「第5次美浜町総合計画」と共通とし、以下のとおりとします。

### ■住民活動に関する緑化の目標

| 目標                     | 令和2年<br>(現状) | 令和7年<br>(中間年次) | 令和12年<br>(目標年次) |
|------------------------|--------------|----------------|-----------------|
| 公園・緑地の管理に関する団体数        | 2 団体         | 3 団体           | 3 団体            |
| 里地里山の保全・維持管理に係る住民活動団体数 | 5 団体         | 8 団体           | 8 団体            |
| 自然環境保全活動の実施回数          | 17 回/年       | 17 回/年         | 17 回/年          |
| クリーンパートナー参加人数          | 267 人        | 320 人          | 320 人           |



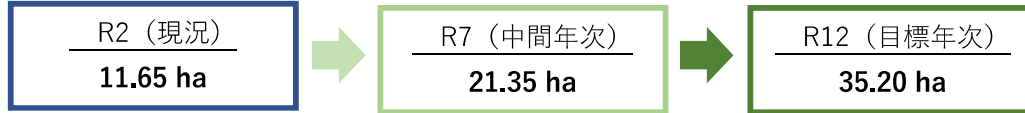
## 第7章 実現のための施策の方針

### 7.1 施設緑地（都市計画公園）

#### 7.1.1 整備目標

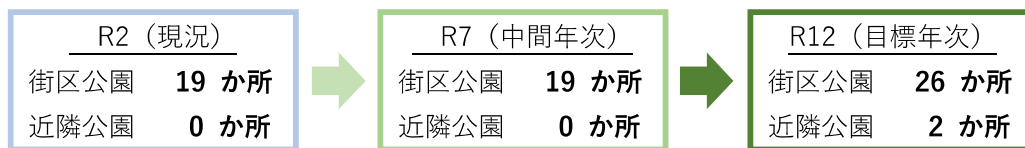
##### (1) 施設緑地（都市計画公園）の整備

都市公園の整備目標は、合計 **35.20ha** とします。

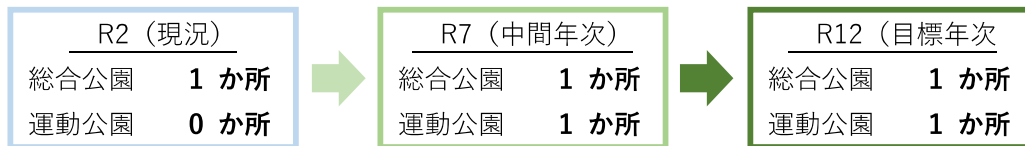


整備目標の内訳は、以下のとおりです。

##### 【住区基幹公園】



##### 【都市基幹公園】



整備目標の内訳は、街区公園は **26 か所**（合計 6.00ha）、近隣公園は **2 か所**（合計 4.00ha）です。したがって、目標年次（令和 12 年）の住区基幹公園の整備目標は、合計 10.00ha です。また、都市基幹公園の整備目標は、総合公園は **1 か所**（16.90ha）、運動公園は **1 か所**（8.30ha）です。

#### 7.1.2 整備方針

##### 【住区基幹公園】

住区基幹公園は、配置バランスや人口などより、点在する児童遊園やちびっこ広場と合わせて再編し、低未利用地の有効活用、機能充実を図ります。

既存公園は、維持管理を適正に行い公園施設の長寿命化を図っていきます。また、公園機能のほか、災害時の避難所及び防災空間としての機能強化をしていきます。

##### 【都市基幹公園】

美浜町総合公園は、適切な維持管理を行い、周辺部の国定公園や町民の森と連携した整備拡充を推進します。美浜町運動公園は、日本福祉大学と連携し、また、山王川への親水機能を持った整備を進めていきます。

これら 2 つの公園を住民の教育・スポーツ拠点及び憩いの場、災害時の拠点など多様な機能を有した上で、地域間のネットワーク形成の中心として位置づけます。維持管理、運営については、経済活力機能を考慮し、住民、民間業者、行政の連携手法を活用していきます。

---

## 7.2 公共施設緑地

---

### 7.2.1 整備目標

公共施設緑地の整備目標は、児童遊園やちびっこ広場の一部を都市計画公園として再編することを踏まえ、合計 **53.55ha** とします。



### 7.2.2 整備方針

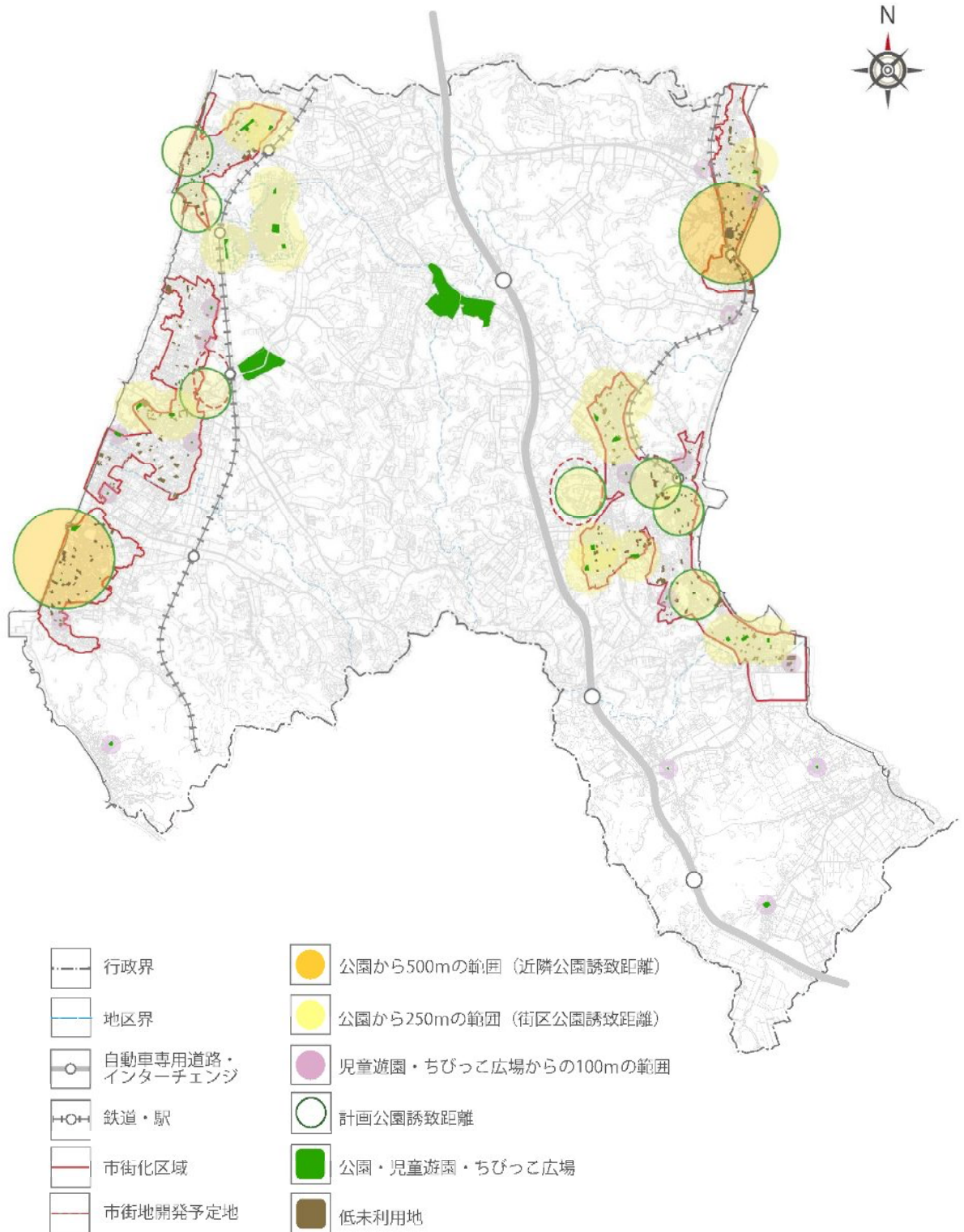
児童遊園やちびっこ広場以外の小中学校運動場、町民グラウンド、愛知県美浜少年自然の家等の公共施設緑地は、現況が維持されるものとします。

児童遊園やちびっこ広場の一部を都市計画公園として再編することは、住民の生活の質の向上に貢献する身近な緑の確保に寄与します。児童遊園やちびっこ広場、町民グラウンドは、日常的なレクリエーションの場として、住区基幹公園を補完する緑地として充実を図ります。

また、小中学校運動場、愛知県美浜少年自然の家は、災害時指定避難所として位置づけられ、オープンスペースとして確保していきます。

都市計画道路等の幹線道路では、街路樹植栽（市街地を主体）や歩道整備を推進し、散策路とのネットワークを図ります。

公共施設用地では、接道部等の緑化を推進し、市街地景観の向上を図ります。



【施策実現のための配置方針図】

■施策実現のための目標調書

| 年次         | 令和2年<br>(現状値) |        |           |        |           |        |
|------------|---------------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
| 地区         | 布土            |        | 河和        |        | 河和南部      |        |
| 区分         | 公園名           | 面積(ha) | 公園名       | 面積(ha) | 公園名       | 面積(ha) |
| 街区公園       | 郷下公園          | 0.12   | 前田公園      | 0.21   |           |        |
|            |               |        | 籠田公園      | 0.13   |           |        |
|            |               |        | 森下公園      | 0.10   |           |        |
|            |               |        | 土海道公園     | 0.24   |           |        |
|            |               |        | 雁渡公園      | 0.20   |           |        |
|            |               |        | 小坂公園      | 0.20   |           |        |
|            |               |        | こぐら公園     | 0.20   |           |        |
|            |               |        | 花廻間公園     | 0.51   |           |        |
|            |               |        | かきたに公園    | 0.20   |           |        |
|            |               |        | あたけ公園     | 0.11   |           |        |
| 総合公園       |               |        | 美浜町総合公園   | 7.40   |           |        |
| 児童遊園       |               |        | 北方児童遊園    | 0.06   | 古布児童遊園    | 0.05   |
|            |               |        | 河和児童遊園    | 0.05   |           |        |
|            |               |        | 河和第二児童遊園  | 0.05   |           |        |
| ちびっこ<br>広場 | 大池ちびっこ広場      | 0.14   | 河和みなと公園   | 0.18   | 切山ちびっこ広場  | 0.04   |
|            | 郷下ちびっこ広場      | 0.02   | 上前田ちびっこ広場 | 0.02   | 屋敷ちびっこ広場  | 0.02   |
|            | 時志ちびっこ広場      | 0.02   |           |        | 中平井ちびっこ広場 | 0.02   |
|            | 北亀井ちびっこ広場     | 0.01   |           |        |           |        |

| 年次         | 令和2年<br>(現状値) |        |           |        |           |        |
|------------|---------------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
| 地区         | 野間            |        | 奥田        |        | 上野間       |        |
| 区分         | 公園名           | 面積(ha) | 公園名       | 面積(ha) | 公園名       | 面積(ha) |
| 街区公園       |               |        | 砂原公園      | 0.20   | 小原池北公園    | 0.11   |
|            |               |        | 川田公園      | 0.16   | 小原池中央公園   | 0.51   |
|            |               |        |           |        | 小原池西公園    | 0.47   |
|            |               |        |           |        | 小原池南公園    | 0.12   |
|            |               |        |           |        | 稲早公園      | 0.36   |
|            |               |        |           |        | 杉代公園      | 0.10   |
| 児童遊園       | 小野浦児童遊園       | 0.11   | 天野児童遊園    | 0.15   | 上野間児童遊園   | 0.16   |
|            | 野間児童遊園        | 0.27   | 奥田南児童遊園   | 0.06   | 上野間第二児童遊園 | 0.03   |
|            |               |        | 奥田北児童遊園   | 0.03   |           |        |
|            |               |        | 奥田北第二児童遊園 | 0.05   |           |        |
| ちびっこ<br>広場 | 一色ちびっこ広場      | 0.02   | 奥田ちびっこ広場  | 0.02   |           |        |
|            | 柿並ちびっこ広場      | 0.02   |           |        |           |        |
|            | 若松ちびっこ広場      | 0.05   |           |        |           |        |
|            | 細目ちびっこ広場      | 0.02   |           |        |           |        |

|            |       |
|------------|-------|
| 都市公園合計(ha) | 11.65 |
|------------|-------|

| 令和7年<br>(中間年次) |           |        |           |        |           |        |
|----------------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
| 地区             | 布土        |        | 河和        |        | 河和南部      |        |
| 区分             | 公園名       | 面積(ha) | 公園名       | 面積(ha) | 公園名       | 面積(ha) |
| 街区公園           | 郷下公園      | 0.12   | 前田公園      | 0.21   |           |        |
|                |           |        | 籠田公園      | 0.13   |           |        |
|                |           |        | 森下公園      | 0.10   |           |        |
|                |           |        | 土海道公園     | 0.24   |           |        |
|                |           |        | 雁渡公園      | 0.20   |           |        |
|                |           |        | 小坂公園      | 0.20   |           |        |
|                |           |        | こぐら公園     | 0.20   |           |        |
|                |           |        | 花廻間公園     | 0.51   |           |        |
|                |           |        | かきたに公園    | 0.20   |           |        |
|                |           |        | あたけ公園     | 0.11   |           |        |
| 総合公園           |           |        | 美浜町総合公園   | 13.00  |           |        |
| 児童遊園           |           |        | 北方児童遊園    | -      | 古布児童遊園    | 0.05   |
|                |           |        | 河和児童遊園    | -      |           |        |
|                |           |        | 河和第二児童遊園  | 0.05   |           |        |
| ちびっこ<br>広場     | 大池ちびっこ広場  | 0.14   | 河和みなと公園   | 0.18   | 切山ちびっこ広場  | 0.04   |
|                | 郷下ちびっこ広場  | 0.02   | 上前田ちびっこ広場 | 0.02   | 屋敷ちびっこ広場  | 0.02   |
|                | 時志ちびっこ広場  | 0.02   |           |        | 中平井ちびっこ広場 | 0.02   |
|                | 北亀井ちびっこ広場 | 0.01   |           |        |           |        |

| 令和7年<br>(中間年次) |          |        |           |        |           |        |
|----------------|----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
| 地区             | 野間       |        | 奥田        |        | 上野間       |        |
| 区分             | 公園名      | 面積(ha) | 公園名       | 面積(ha) | 公園名       | 面積(ha) |
| 街区公園           |          |        | 砂原公園      | 0.20   | 小原池北公園    | 0.11   |
|                |          |        | 川田公園      | 0.16   | 小原池中央公園   | 0.51   |
|                |          |        |           |        | 小原池西公園    | 0.47   |
|                |          |        |           |        | 小原池南公園    | 0.12   |
|                |          |        |           |        | 稲早公園      | 0.36   |
|                |          |        |           |        | 杉代公園      | 0.10   |
| 運動公園           |          |        | 美浜町運動公園   | 4.10   |           |        |
| 児童遊園           | 小野浦児童遊園  | 0.11   | 天野児童遊園    | 0.15   | 上野間児童遊園   | -      |
|                | 野間児童遊園   | -      | 奥田南児童遊園   | 0.06   | 上野間第二児童遊園 | -      |
|                |          |        | 奥田北児童遊園   | 0.03   |           |        |
|                |          |        | 奥田北第二児童遊園 | 0.05   |           |        |
| ちびっこ<br>広場     | 一色ちびっこ広場 | -      | 奥田ちびっこ広場  | 0.02   |           |        |
|                | 柿並ちびっこ広場 | -      |           |        |           |        |
|                | 若松ちびっこ広場 | 0.05   |           |        |           |        |
|                | 細目ちびっこ広場 | 0.02   |           |        |           |        |

|            |       |
|------------|-------|
| 都市公園合計(ha) | 21.35 |
|------------|-------|

| 年次         | 令和12年<br>(目標年次) |        |           |        |           |        |
|------------|-----------------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
| 地区         | 布土              |        | 河和        |        | 河和南部      |        |
| 区分         | 公園名             | 面積(ha) | 公園名       | 面積(ha) | 公園名       | 面積(ha) |
| 街区公園       | 郷下公園            | 0.12   | 前田公園      | 0.21   |           |        |
|            |                 |        | 籠田公園      | 0.13   |           |        |
|            |                 |        | 森下公園      | 0.10   |           |        |
|            |                 |        | 土海道公園     | 0.24   |           |        |
|            |                 |        | 雁渡公園      | 0.20   |           |        |
|            |                 |        | 小坂公園      | 0.20   |           |        |
|            |                 |        | こぐら公園     | 0.20   |           |        |
|            |                 |        | 花廻間公園     | 0.51   |           |        |
|            |                 |        | かきたに公園    | 0.20   |           |        |
|            |                 |        | あたけ公園     | 0.11   |           |        |
|            |                 |        | A         | 0.25   |           |        |
|            |                 |        | B         | 0.25   |           |        |
|            |                 | C      | 0.25      |        |           |        |
|            |                 | D      | 0.25      |        |           |        |
| 近隣公園       | H               | 2.00   |           |        |           |        |
| 総合公園       |                 |        | 美浜町総合公園   | 16.90  |           |        |
| 児童遊園       |                 |        | 河和第二児童遊園  | 0.05   | 古布児童遊園    | 0.05   |
| ちびっこ<br>広場 | 大池ちびっこ広場        | 0.14   | 河和みなと公園   | 0.18   | 切山ちびっこ広場  | 0.04   |
|            | 郷下ちびっこ広場        | 0.02   | 上前田ちびっこ広場 | 0.02   | 屋敷ちびっこ広場  | 0.02   |
|            | 時志ちびっこ広場        | 0.02   |           |        | 中平井ちびっこ広場 | 0.02   |
|            | 北亀井ちびっこ広場       | 0.01   |           |        |           |        |

| 年次         | 令和12年<br>(目標年次) |        |           |        |         |        |
|------------|-----------------|--------|-----------|--------|---------|--------|
| 地区         | 野間              |        | 奥田        |        | 上野間     |        |
| 区分         | 公園名             | 面積(ha) | 公園名       | 面積(ha) | 公園名     | 面積(ha) |
| 街区公園       |                 |        | 砂原公園      | 0.20   | 小原池北公園  | 0.11   |
|            |                 |        | 川田公園      | 0.16   | 小原池中央公園 | 0.51   |
|            |                 |        | E         | 0.25   | 小原池西公園  | 0.47   |
|            |                 |        |           |        | 小原池南公園  | 0.12   |
|            |                 |        |           |        | 稲早公園    | 0.36   |
|            |                 |        |           |        | 杉代公園    | 0.10   |
|            |                 |        |           |        | F       | 0.25   |
|            |                 |        |           |        | G       | 0.25   |
| 近隣公園       | I               | 2.00   |           |        |         |        |
| 運動公園       |                 |        | 美浜町運動公園   | 8.30   |         |        |
| 児童遊園       | 小野浦児童遊園         | 0.11   | 天野児童遊園    | 0.15   |         |        |
|            |                 |        | 奥田南児童遊園   | 0.06   |         |        |
|            |                 |        | 奥田北児童遊園   | 0.03   |         |        |
|            |                 |        | 奥田北第二児童遊園 | 0.05   |         |        |
| ちびっこ<br>広場 | 若松ちびっこ広場        | 0.05   | 奥田ちびっこ広場  | 0.02   |         |        |
|            | 細目ちびっこ広場        | 0.02   |           |        |         |        |

|            |       |
|------------|-------|
| 都市公園合計(ha) | 35.20 |
|------------|-------|

---

## 7.3 民間施設緑地

---

### 7.3.1 整備目標

民間施設緑地は、将来的に担保されるものとし、現況量の合計 **147.66ha** とします。



### 7.3.2 整備方針

現況のゴルフ場、寺社境内地は、将来的にも民間施設緑地として位置づけます。寺社境内地の樹林は、環境及び景観上から貴重な緑地であり積極的な保全を図ります。地区の立地に応じて、地区計画や緑化協定の活用による民有地での緑化推進を協働で図ります。

## 7.4 地域制緑地

---

### 7.4.1 指定目標

地域制緑地は、本町の緑の骨格を形成しているため、将来的に保全することとし、現況量の合計 **2,728.95ha** とします。



### 7.4.2 指定方針

三河湾国定公園に指定されている鶺鴒の池周辺、新池周辺、影現寺・広徳寺周辺、伊勢湾に面した西海岸及び小野浦周辺の丘陵地は、優れた自然を有した郷土の自然景観を代表している区域であり、保全を図ることとします。

低地から丘陵地に広がる農地は、水田、畑、果樹園等として利用され、環境保全機能を有しており、保全を図ることとします。農用地区域は、地域制緑地として位置づけ保全に努め、観光農園としての活用も図ります。

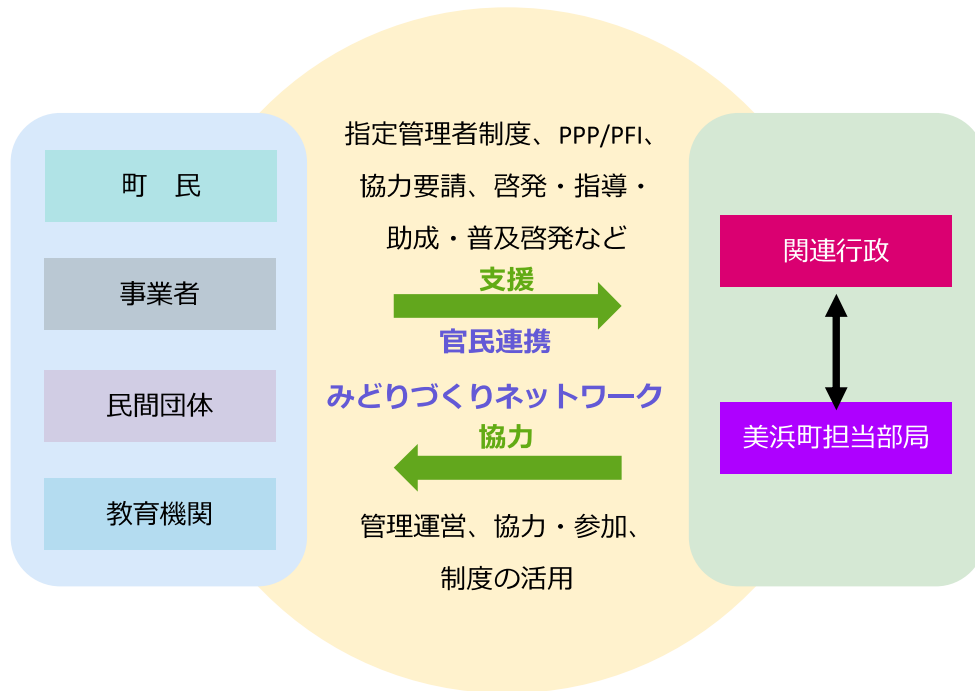
丘陵地の広がる樹林地は、本町の緑の骨格を形成しており、地域森林計画対象民有林（保安林を含む）は、知多半島及び本町の緑の骨格を形成しており、地域制緑地に位置づけ、保全に努めます。

丘陵地では樹林、農地、河川、ため池等が一体となった緑地空間を形成しており、樹林の保全を通して丘陵地の生物環境の保全に努めます。

本町を流れる中小河川は、身近にある親水的な緑地であり、町域内の緑を連結する機能があります。

## 第8章 緑に関する活動の推進

3つの基本目標を実現するためには、町民、日本福祉大学などの教育機関やNPO法人などの団体、事業者と美浜町といった様々な主体が連携し、それぞれに求められる役割に応じて緑の保全・活用・質の向上を図る必要があります。



【官民連携イメージ】

### 【町民の役割】

- ・ 緑を共有財産として育む心を持ち、緑に対し、積極的な働きかけ
- ・ 所有地内の身近な緑を増やし育む
- ・ 緑や生物多様性に関心を持ち、自然観察会や展示会、緑化活動への参加
- ・ 法律等による各種施策、支援制度の有効活用
- ・ 農地の保全、遊休農地の有効活用

など

### 【教育機関、NPO法人などの団体の役割】

- ・ 緑化教育や校内緑化等の体験学習により、幼い頃からの緑化意識の向上
- ・ 各種コンクール（花壇コンクール、学校緑化コンクール等）の参加
- ・ 小中学校の学校緑化を通じて緑化の普及啓発と連携させ、緑化推進活動を行う
- ・ 町民、各種団体、行政等と連携し、緑や生物多様性の確保に関わる地域貢献を引き続き行う
- ・ 緑に関する専門的視点をもって緑地保全、緑化推進、生物多様性の確保に取り組み、関わる
- ・ 幅広い視点から緑に対する取り組みを推進
- ・ 町民活動や各主体における調整役
- ・ 自然景観、伝統文化などの地域制限の活用と継承

など



---

#### 【事業者の役割】

- ・ 民間開発における緑地の保全、緑化指導、法令等の遵守
- ・ 緑はみんなの共通財産という意識を持ち、事業所内の緑化、緑に配慮した事業活動の推進
- ・ 町民、行政と連携し、地域の緑化活動への支援、参加
- ・ PFI 事業等による民間の資金、経営能力等を活用した効率的かつ効果的な緑の既存ストックの有効活用、賑わい創出への寄与
- ・ 自然環境、伝統文化、農産物などを活用したグリーン・ツーリズムなど都市と農村により地域の活性化の推進

など

#### 【行政の役割】

- ・ 緑の基本計画の策定や見直しを行い、緑や生物多様性の確保に関する施策の推進
- ・ 都市公園の計画的な整備、運営、維持管理、質の向上
- ・ 都市計画道路等の幹線道路沿いの街路樹や歩道の整備、ランドマークとなる植栽の設置
- ・ 美浜町の里山風景を構成する河川やため池などの水辺の親水性に配慮した保全
- ・ 公共公益施設や接道部の緑化やシンボル植栽による沿道景観形成の向上
- ・ 自然災害の被災時における安心安全の向上に寄与するオープンスペースの確保
- ・ 町民、教育機関、NPO 法人などの団体、事業間のコーディネーター
- ・ 散策マップなどの緑や生物多様性に関する顕彰や PR・情報発信等の普及啓発活動

など

## 8.1 緑化重点地区の計画

### 8.1.1 緑化重点地区の設定

緑化重点地区を美浜町総合公園、美浜町運動公園、鵜の池を含めたエリアを緑化重点地区として設定します。



【緑化重点地区】

---

# 美 浜 町

〒470-2492

愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面 106 番地

TEL:0569-82-1111 FAX:0569-82-4153

編集・発行 産業建設部 都市整備課

---